

田野畑村地域福祉計画



平成 29 年 3 月
田 野 畑 村

ごあいさつ

近年、少子高齢化や核家族化が進行し、地域を取り巻く状況が大きく変化してきています。ライフスタイルの多様化により、住民同士のつながりが希薄化する一方で、子育てや家族の介護など、支援を必要としている人が増え続けています。



このような状況の中で、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、村民、地域、関係機関・団体、行政がそれぞれの役割を果たしながら、一丸となって地域福祉の課題に取り組むことが重要であると考えます。

この実現を目指すため、今回、「田野畑村地域福祉計画」を策定いたしました。本計画では、「共に支え合うひとづくり」、「福祉を支える地域づくり」、「誰もが安心して必要な支援を受けられる体制づくり」、「ひとにやさしい福祉のむらづくり」の4つの基本方針を掲げ、地域福祉を推進してまいります。

計画の実施につきまして、皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、熱心にご協議いただきました田野畑村地域福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見、ご提言をいただきました村民、関係機関・団体の皆様に心から感謝申し上げます、ご挨拶といたします。

平成 29 年 3 月

田野畑村長 石原 弘

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 「自助」・「共助」・「公助」の考え方	3
4 計画の期間	4
5 計画の策定体制	4
(1) 策定体制	4
(2) 地域福祉計画策定のためのワークショップ等の実施	4
(3) パブリックコメントの実施	4
第2章 地域福祉を取り巻く状況	5
1 人口動態等	5
(1) 人口の推移	5
(2) 人口ピラミッド	6
(3) 人口推計	7
(4) 自然動態・社会動態	8
(5) 合計特殊出生率	9
(6) 世帯の状況	10
(7) 就業及び産業の状況	12
(8) 障害者手帳所持者数	14
(9) 要介護等認定者の推移	15
(10) 生活保護の状況	16
2 地域を支える各種団体等の状況	17
(1) 自治会	17
(2) 社会福祉協議会	17
(3) 民生委員・児童委員	17
3 各種団体等に対する調査結果	18
(1) 各種団体に対する調査結果	18
(2) 保育園・児童館・学校に対する調査結果	19
4 住民ワークショップ	21
(1) 住民ワークショップの概要	21
(2) グループごとのワーク結果	22
第3章 計画の基本的な考え方	27
1 基本理念	27
2 基本方針	28
3 体系	30
4 支え合うための地域の圏域	31
5 地域福祉を支える各主体の概念図	32

第4章 現状と課題及び今後の方向性	34
1 共に支え合うひとづくり	34
(1) 福祉教育の推進	34
(2) 地域での交流、ふれ合いづくり	36
(3) 社会参加の促進と生きがいつくり	38
2 福祉を支える地域づくり	40
(1) 地域福祉を支える人材の育成	40
(2) ボランティア活動の促進	42
(3) 協働活動の推進	44
3 誰もが安心して必要な支援を受けられる体制づくり	46
(1) 情報提供・相談支援体制の充実	46
(2) 福祉サービスの充実	48
(3) 権利擁護の推進	50
(4) 生活困窮者への自立支援の推進	52
4 ひとにやさしい福祉のむらづくり	54
(1) ユニバーサルデザインの推進	54
(2) 要援護者支援の推進	56
(3) 防犯対策の充実	58
第5章 計画の推進にあたって	61
1 計画の推進	61
2 計画の進行管理	61
資料	63
1 田野畑村地域福祉計画策定委員会設置要綱	63
2 田野畑村地域福祉計画策定委員会委員名簿	64

The page features several decorative circles in shades of blue. A large, dark teal circle is partially visible at the bottom left. A medium-sized, light blue circle is centered in the middle of the page, containing the chapter title. To its right and slightly above, there is a smaller, light blue circle. Further up and to the right, there is another small, light blue circle. The background is plain white.

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

我が国では、2008年をピークに人口減少が始まっており、今後加速度的に進行し、2040年には1億727万6千人、2100年には、5,000万人を割り込む水準にまで減少すると推計されています。

本村では、すでに1980年をピークに人口減少が始まっており、2040年には2,086人程度まで減少すると推計されています。

人口減少に伴う人口構造の変化は、少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化に伴い、住民同士のつながりが希薄化するなど、地域社会を取り巻く状況は大きく変化してきています。

このような状況の中で、一人暮らし高齢者や障がい者、子育てや家族の介護で悩んでいる人など、何らかの手助けや支援を必要としている人たちが増えています。

また、社会情勢・経済情勢の変化により、生活困窮者の増加、ひきこもり、虐待、自殺などが社会問題となっており、地域での支え合いがより一層求められています。

このように地域における問題は多様化・複雑化しており、公的な制度だけではすべてのニーズに対応することは困難となってきています。

かつて、生活課題の多くは、家族や地域社会の力で解決されてきましたが、地域を取り巻く環境が変わってきている今、自治会、関係機関、団体等との連携を強化し、公的な制度と家族や地域社会の支え合いが相互に補完し、その役割を果たしていく必要性が認識されています。

地域福祉とは、これらの手助けや支援を必要としている人たちが抱える生活上の様々な課題について、住んでいる「地域」を中心に考え、住民や行政、民間の地域を支える団体や事業者などが力を合わせ、自分たちが住んでいる地域を暮らしやすくし、住民一人ひとりが自立した生活を送ることができることを目指すものです。

住民一人ひとりが積極的に地域づくりにかかわり、地域住民と地域を支える団体や事業者、行政が協働しながら、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めるための指針として「田野畑村地域福祉計画」を策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第 107 条に規定する「市町村地域福祉計画」であるとともに、村政運営の基本方針である「田野畑村総合計画」の分野別計画としての性格を持っています。

また、多様化する個々の生活課題に対応するために、福祉に関連する村の各分野別計画と整合・連携を図りながら、村民、地域、行政との連携・協働により総合的に展開するための計画です。

社会福祉法（抄）（昭和 26 年法律第 45 号）

第 1 条（目的）

この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

第 4 条（地域福祉の推進）

地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

第 107 条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

第 109 条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあっては（中略）が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を営業者の過半数が参加するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

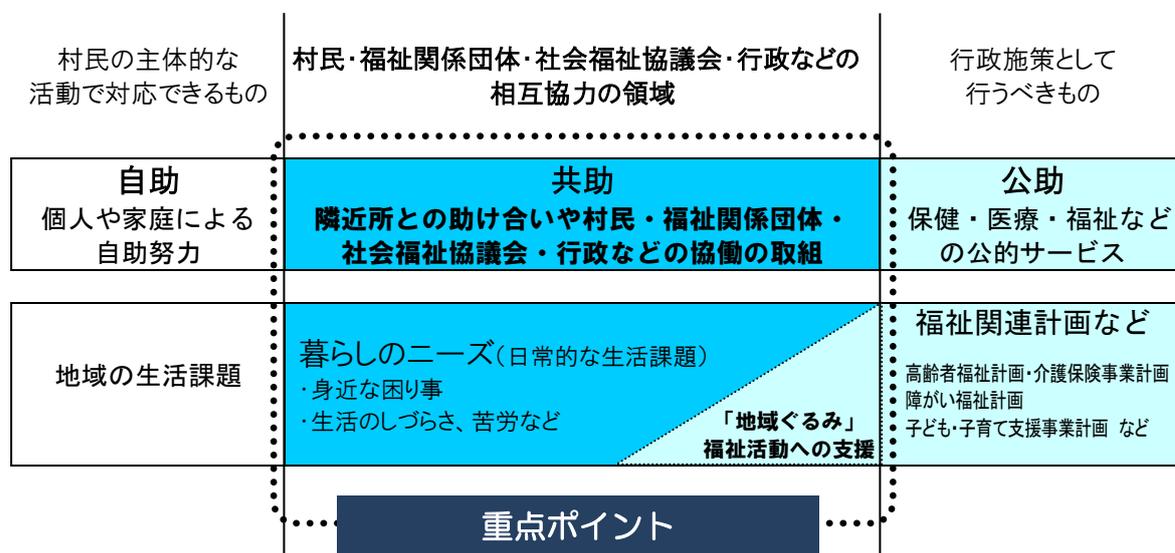
3 「自助」・「共助」・「公助」の考え方

本計画では、村民、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政などが、それぞれの役割の中で、お互いに力を合わせる関係をつくり、「自助」・「共助」・「公助」を重層的に組み合わせた地域ぐるみの福祉の推進が重要です。

今日の複雑多様化している社会問題や生活上の課題に対応するには、行政による福祉サービスの充実だけでは難しく、また、住民相互の助け合いだけでも対応することはできません。

そのため、行政による福祉サービスの充実と住民相互の助け合い、支え合い活動の推進を両輪として地域福祉の向上に取り組むことが大切です。

■図 1-1 「自助」・「共助」・「公助」の関係図



4 計画の期間

本計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間としますが、社会情勢や村民ニーズの変化などに対応するため、計画期間内であっても必要に応じて見直しを行うこととします。

■図 1-2 計画期間

平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
田野畑村総合計画										
計画策定	田野畑村地域福祉計画(本計画)									
					見直し	(仮)第2次田野畑村地域福祉計画				

5 計画の策定体制

(1) 策定体制

この計画の策定に当たっては、住民参加により計画を策定する場として、福祉関係者、地域団体の代表者等で構成する「田野畑村地域福祉計画策定委員会」を設置し、計画案等の審議・検討を行いました。

(2) 地域福祉計画策定のためのワークショップ等の実施

福祉に関する意識や現状の生活課題等を把握し、計画策定の基礎資料とするために、村民を対象とするワークショップ及び関連団体等に対して地域福祉等に関する調査を実施しました。

(3) パブリックコメントの実施

計画に村民の意見をより反映させるために、パブリックコメントを実施しました。



第2章 地域福祉を取り巻く状況

第2章 地域福祉を取り巻く状況

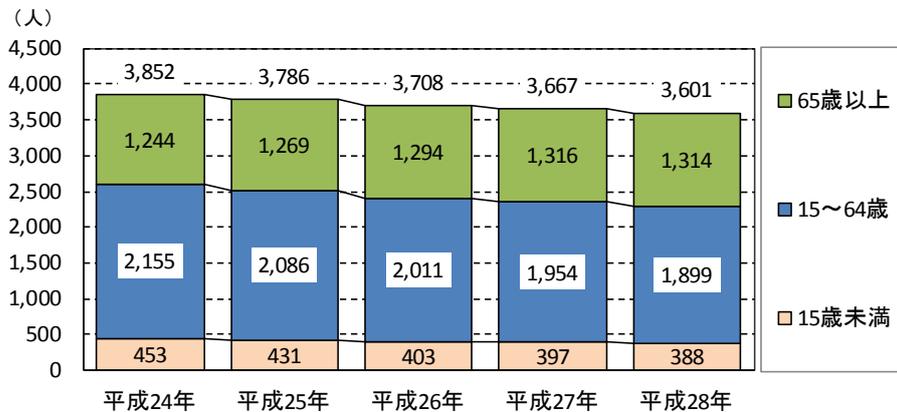
1 人口動態等

(1) 人口の推移

人口は、緩やかな減少傾向で推移し、平成28年3月末日現在では、3,601人となっています。年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口が減少傾向にあり、これまで増加傾向で推移していた65歳以上の高齢者人口も平成28年では減少に転じ、人口構造の転換期を迎えています。

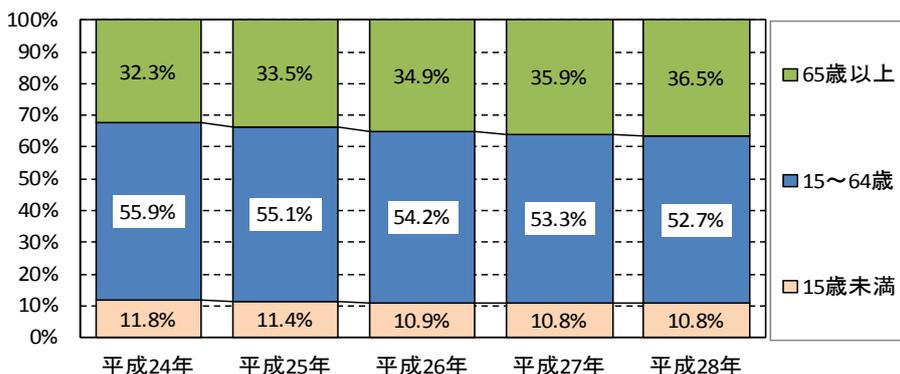
また、年齢3区分別人口割合では、15歳未満割合、15～64歳割合の減少と65歳以上割合(高齢化率)の増加が見られ、平成28年3月末日現在では、15歳未満割合10.8%、15～64歳割合52.7%、65歳以上割合36.5%となっています。

■図2-1 年齢3区分別人口



資料：住民基本台帳 各年3月末日現在

■図2-2 年齢3区分別人口割合

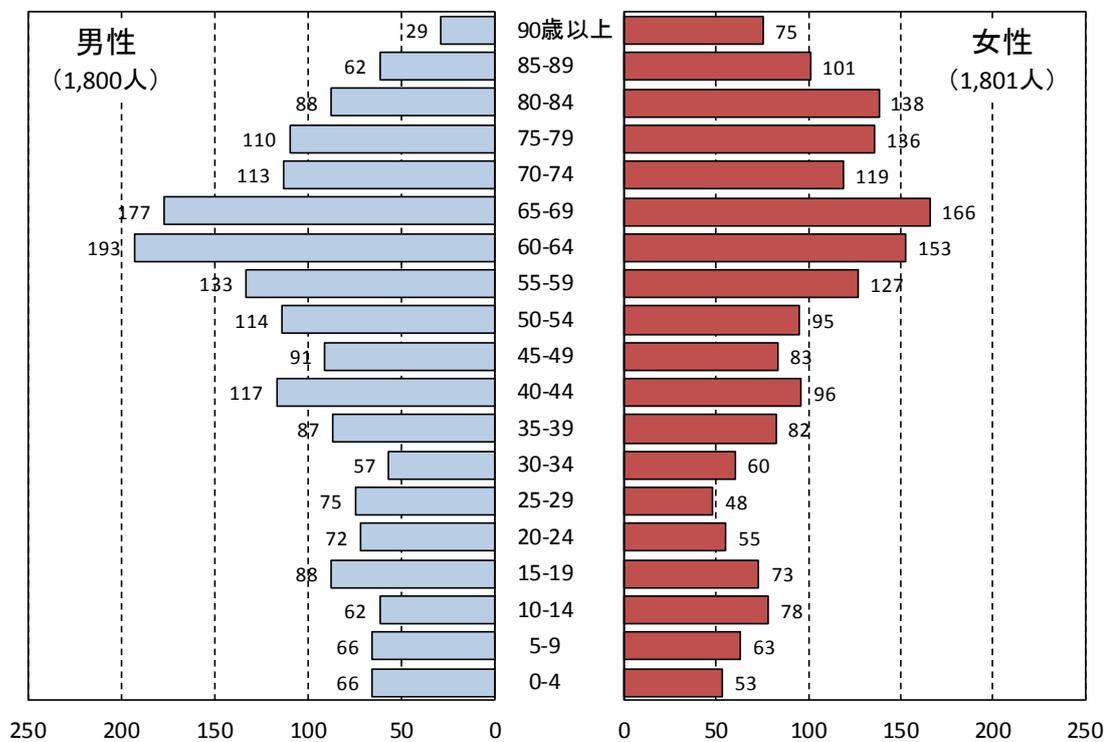


資料：住民基本台帳 各年3月末日現在

(2) 人口ピラミッド

平成 28 年 3 月末日現在の人口ピラミッドをみると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「壺型」となっています。

■図 2-3 人口ピラミッド



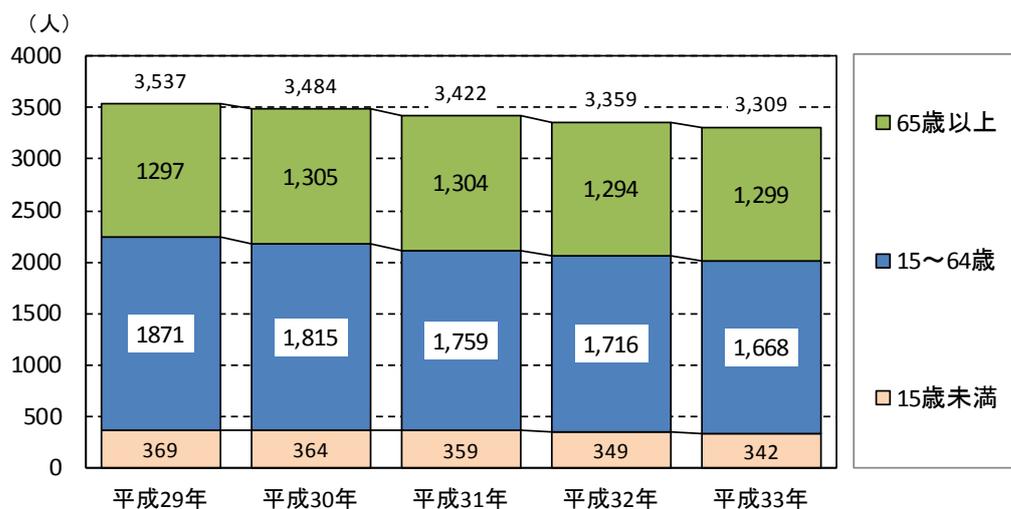
資料：住民基本台帳 平成 28 年 3 月末日現在

(3) 人口推計

将来人口をコーホート変化率法により推計すると、総人口は減少傾向にあり5年後の平成33年には、3,309人となり、平成28年の3,601人と比べ292人減少すると予測されます。

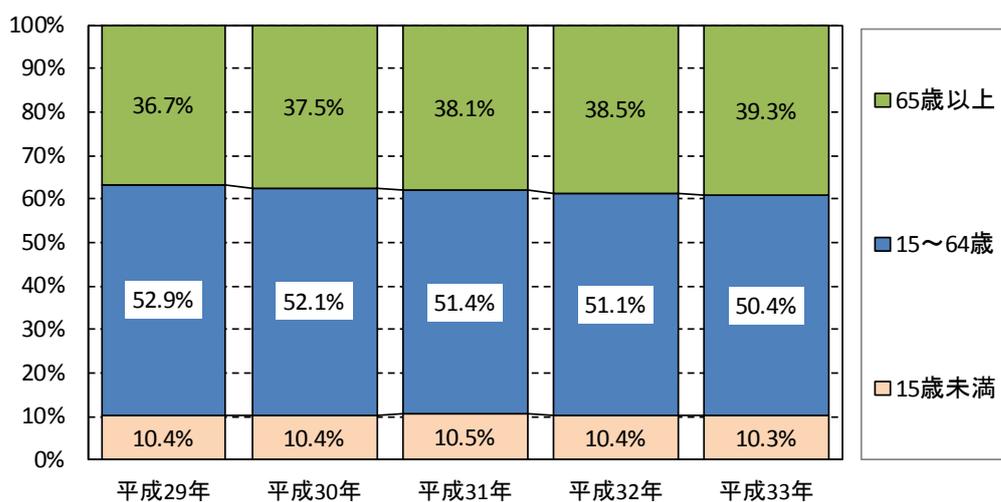
また、人口の構成割合は、15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少し、65歳以上の高齢者人口割合は今後も増加し続けると予測されています。

■ 図 2-4 年齢3区分別人口推計



資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

■ 図 2-5 年齢3区分別人口推計の構成割合



資料：住民基本台帳に基づくコーホート変化率法による推計

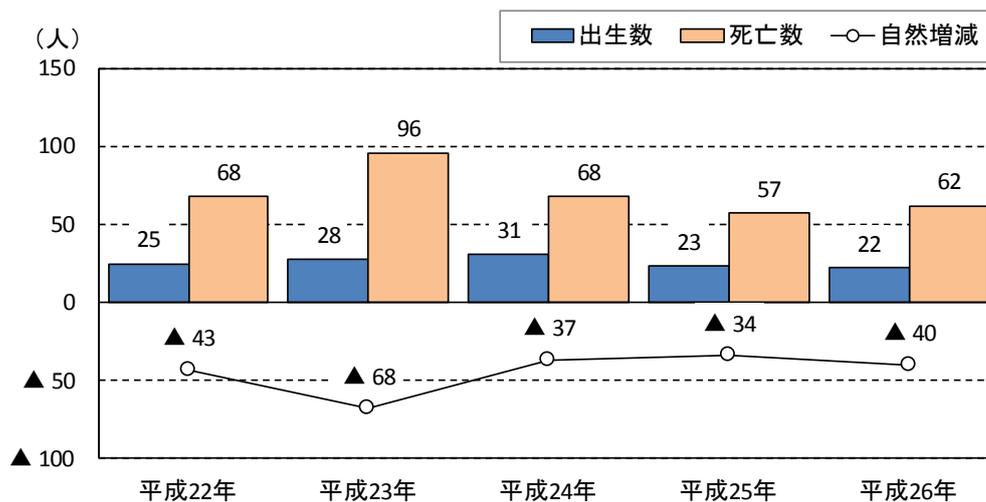
※コーホート変化率法・・・各コーホート（観察対象の集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法

(4) 自然動態・社会動態

自然動態について、出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を上回り、平成26年では、マイナス40人となっています。

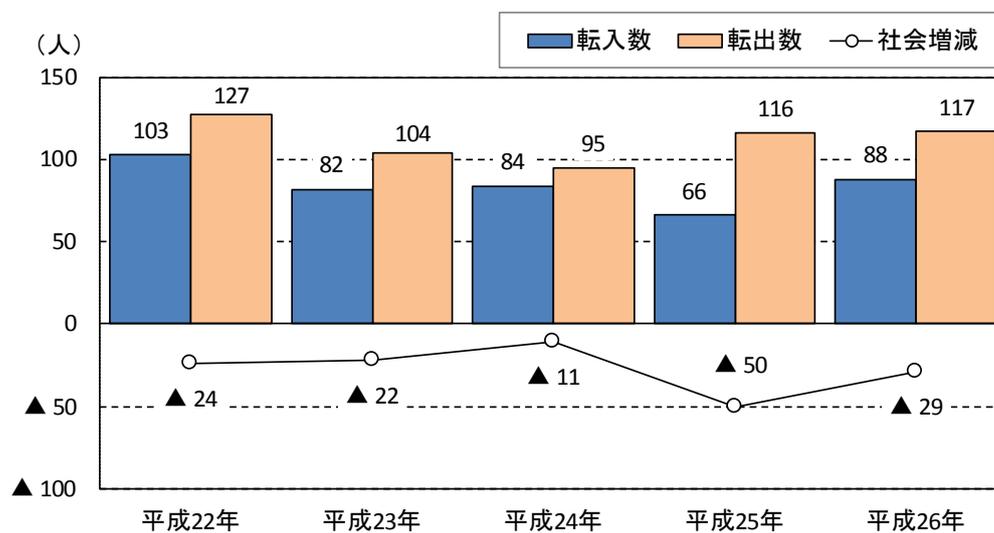
また、社会動態については、自然動態と同様に常に転出数が転入数を上回り、平成26年では、マイナス29人となっています。

■図 2-6 自然動態



資料：人口動態統計

■図 2-7 社会動態

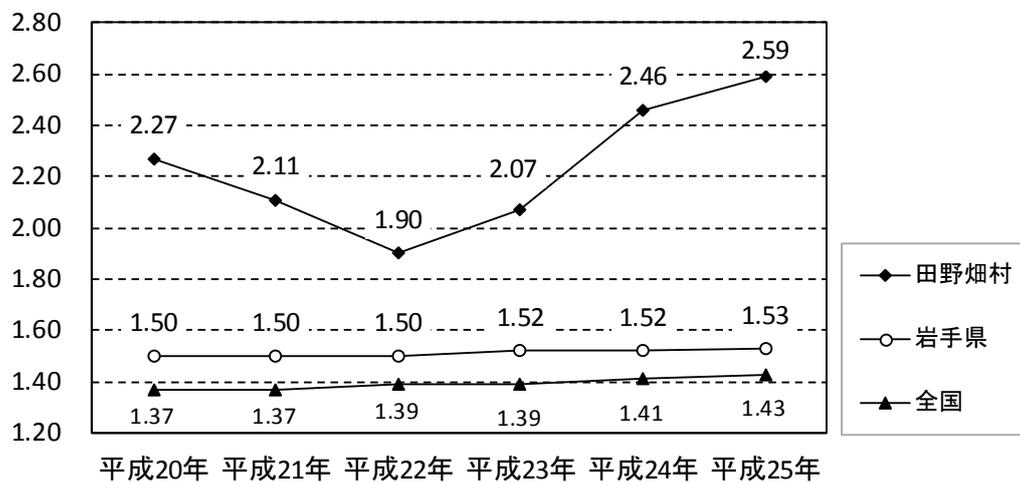


資料：人口動態統計

(5) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、国・県より高く、平成 22 年以降増加し続けており、平成 25 年には、2.59 となっています。

■図 2-8 合計特殊出生率



資料：保健福祉年報

※合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に何人子どもを産むかを推計したもの

(6) 世帯の状況

一般世帯数は減少傾向で推移し、平成22年では1,301世帯となっています。

また、その内訳では、単独世帯のみ増加が見られ、1世帯当たりの人員も減少傾向で推移し、平成22年では2.9人となっています。

また、平成22年で父子世帯は2世帯、母子世帯は10世帯となっています。

さらに、高齢者のいる世帯は、高齢単身世帯と高齢夫婦世帯（夫65歳以上、妻60歳以上の夫婦のみの世帯）は増加傾向で推移しているものの、その他の高齢者世帯は減少傾向で推移し、その合計で見ても、平成17年から平成22年にかけて減少しています。

■表 2-1 世帯の状況

(単位：世帯、人)

	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
一般世帯数	1,379	1,383	1,362	1,301
核家族世帯数	734	720	698	679
（対一般世帯数比）	53.2%	52.1%	51.2%	52.2%
その他の親族のみの世帯数	455	444	403	353
（対一般世帯数比）	33.0%	32.1%	29.6%	27.1%
非親族世帯数	2	0	1	1
（対一般世帯数比）	0.1%	0.0%	0.1%	0.1%
単独世帯数	188	219	260	268
（対一般世帯数比）	13.6%	15.8%	19.1%	20.6%
一般世帯人員	4,635	4,390	4,135	3,752
一世帯当たりの人員	3.4	3.2	3.0	2.9

資料：国勢調査

※一般世帯：住居と生計をともにしている人の集まりや単身者で持ち家や借家等の住宅に住む世帯、

下宿や会社の独身寮に住む単身者や住宅以外に住む世帯

※核家族世帯：夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と

子どもから成る世帯

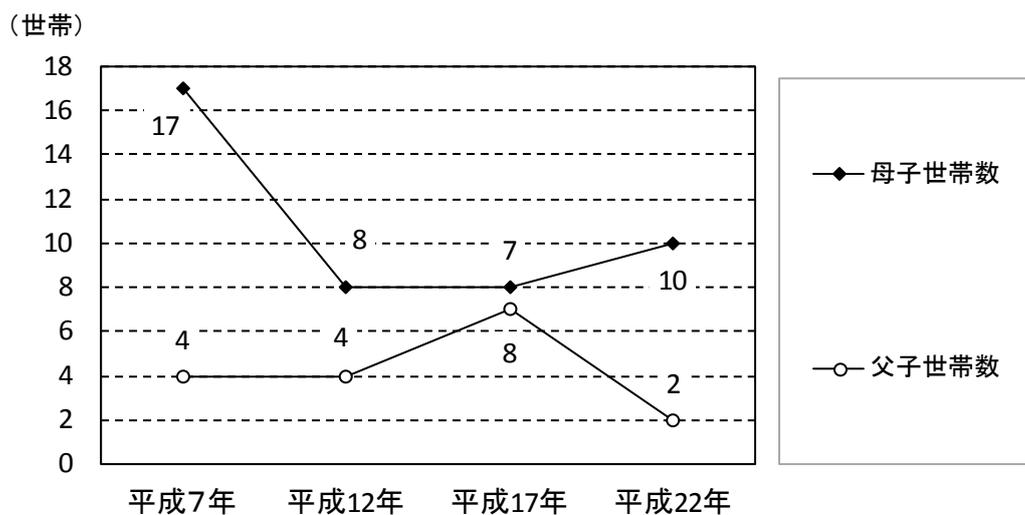
※その他の親族のみの世帯：核家族世帯以外の二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親

族関係にある世帯員のみからなる世帯

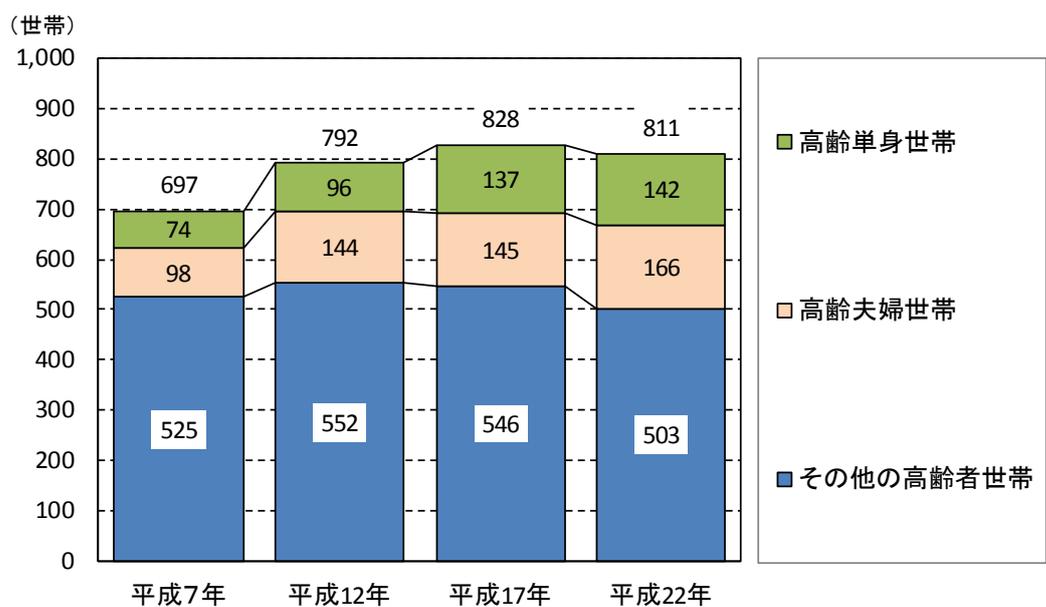
※非親族世帯：二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

※単独世帯：世帯人員が一人の世帯

■ 図 2-9 母子・父子世帯の状況



■ 図 2-10 高齢者のいる世帯の状況



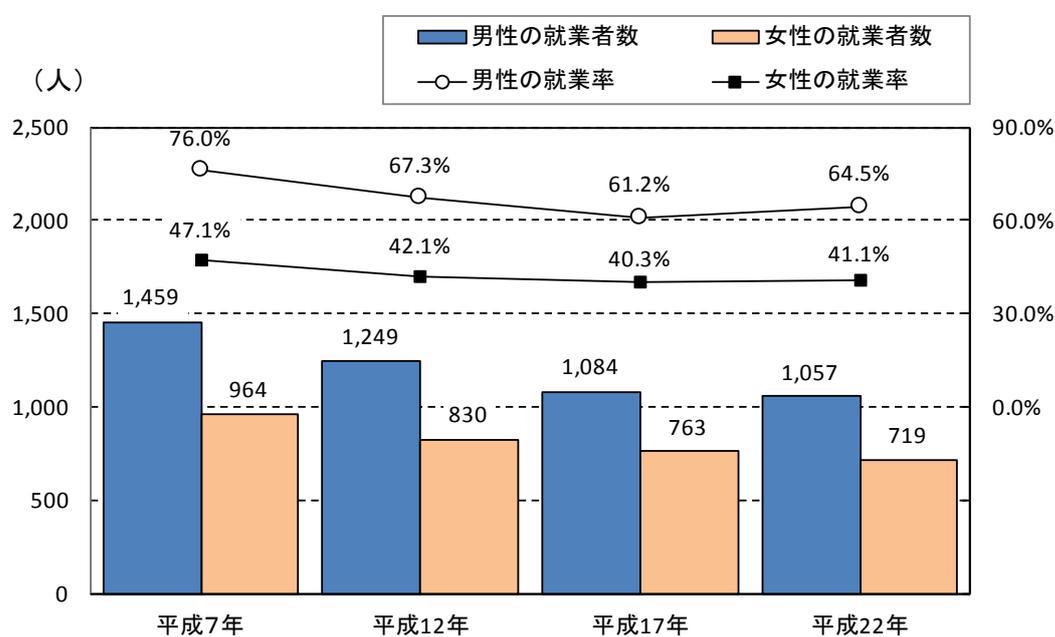
(7) 就業及び産業の状況

男女別の就業状況は、男女ともに就業率が減少傾向にありましたが、平成17年から平成22年にかけて改善し、男性64.5%、女性41.1%となっています。

また、産業分類では、女性の第3次産業の増加が著しく、平成22年には57.7%が第3次産業従事者となっています。

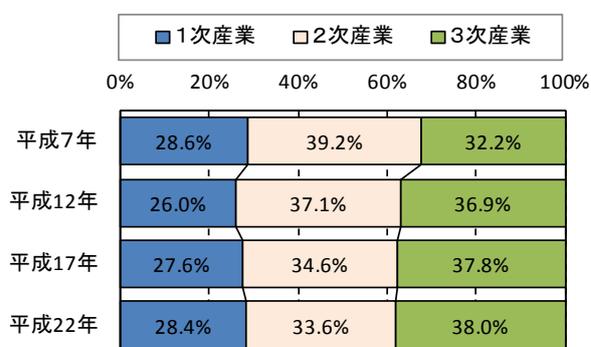
男女年齢別の就業率をみると、女性では、20代後半から30代後半で出産等によって就業率が落ち込む女性特有のM字型曲線を示していたものの、平成22年には、20代後半から30代後半の就業率の上昇により、男性の示す曲線に近づいています。

■図 2-11 男女別就業状況



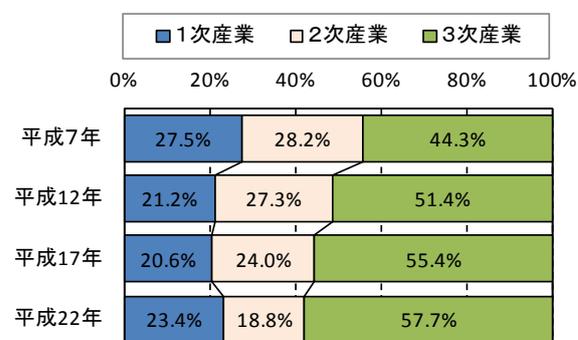
資料：国勢調査

■図 2-12 男女別産業分類（男性）



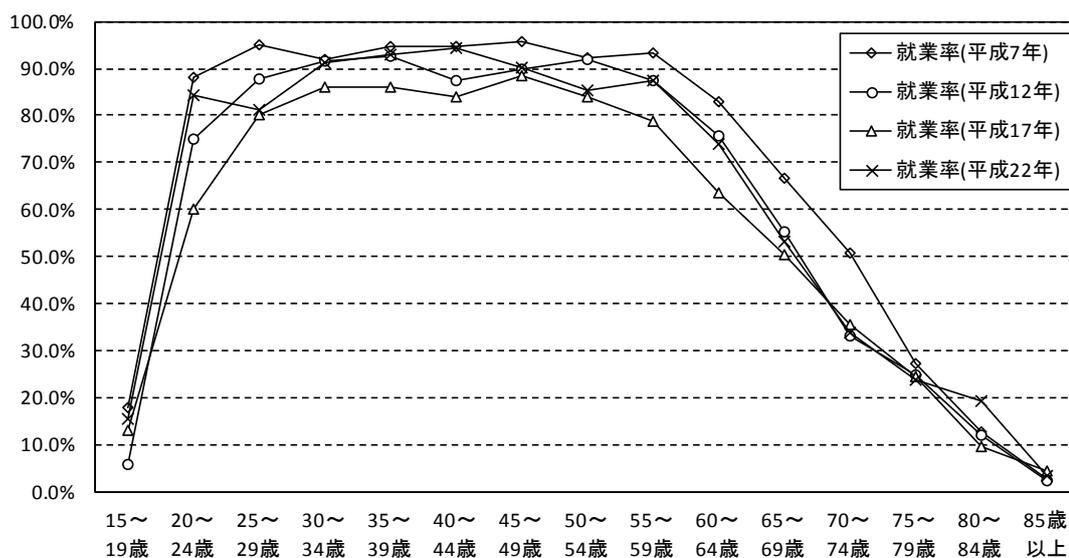
資料：国勢調査

■図 2-13 男女別産業分類（女性）



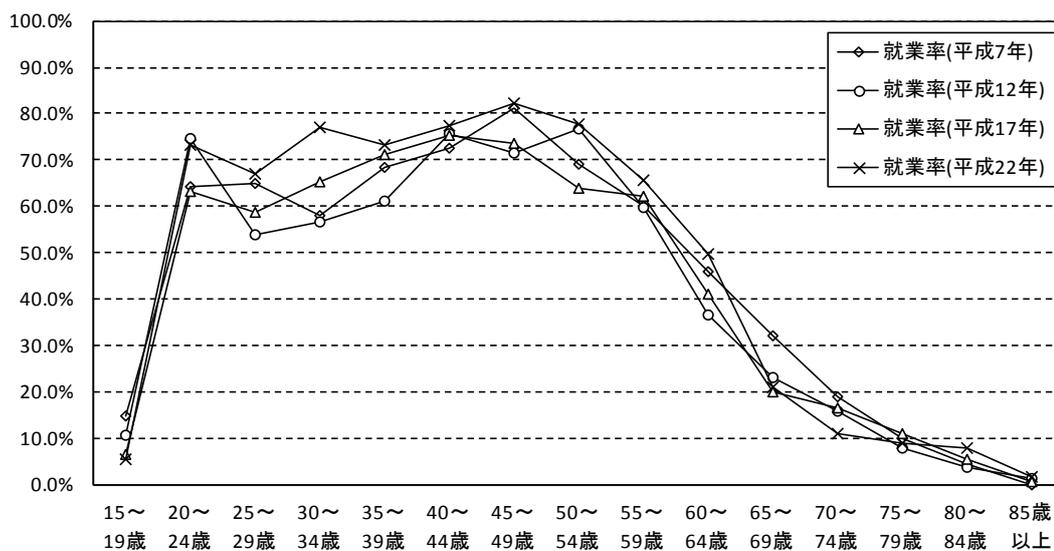
資料：国勢調査

■ 図 2-14 男女年齢別就業状況（男性）



資料：国勢調査

■ 図 2-15 男女年齢別就業状況（女性）



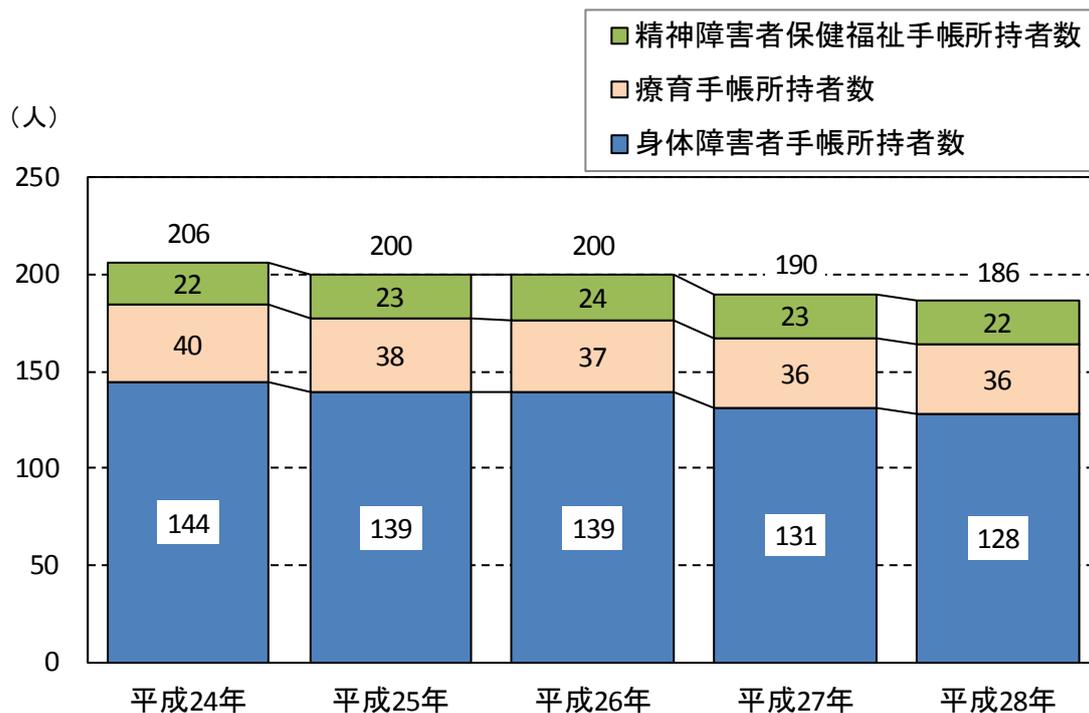
資料：国勢調査

(8) 障害者手帳所持者数

障害者手帳所持者をみると、わずかな減少傾向で推移し、平成24年では206人でしたが、平成28年度では186人となり、20人減少しています。

障害別では、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳所持者数は横ばい傾向ですが、身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移しています。

■ 図 2-16 障害者手帳所持者数の推移

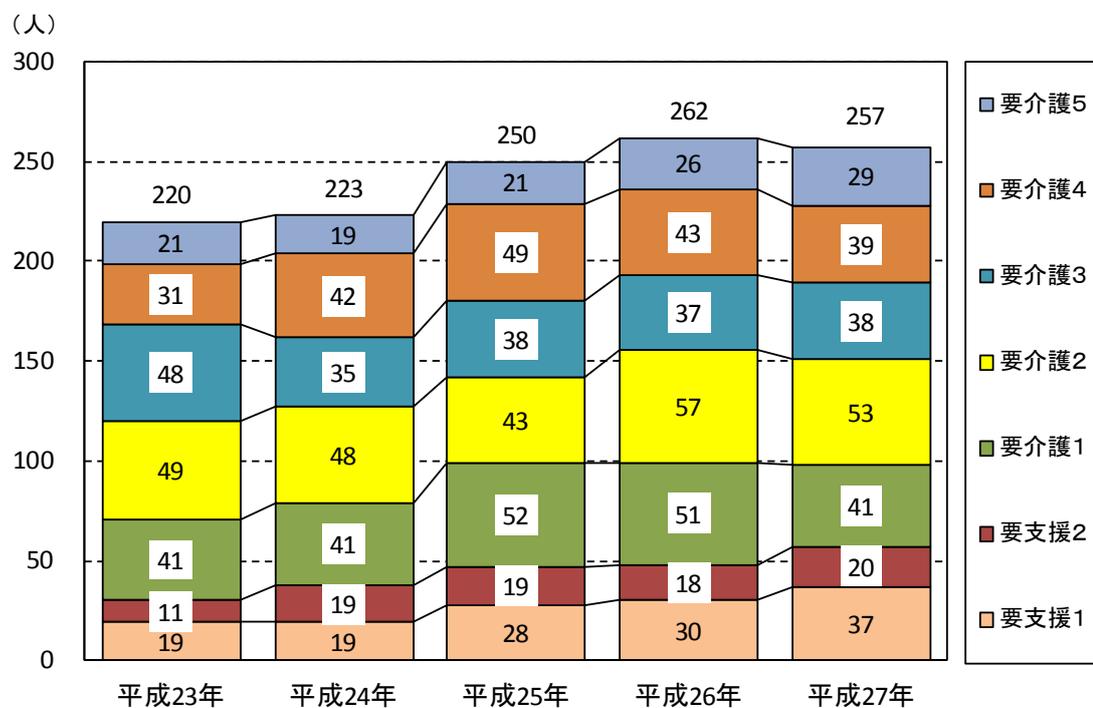


資料：保健福祉課 各年3月31日現在

(9) 要介護等認定者の推移

要介護等認定者数は、増加傾向で推移していましたが、平成26年から平成27年にかけて減少し、平成27年では257人となっています。

■図 2-17 要介護等認定者の推移



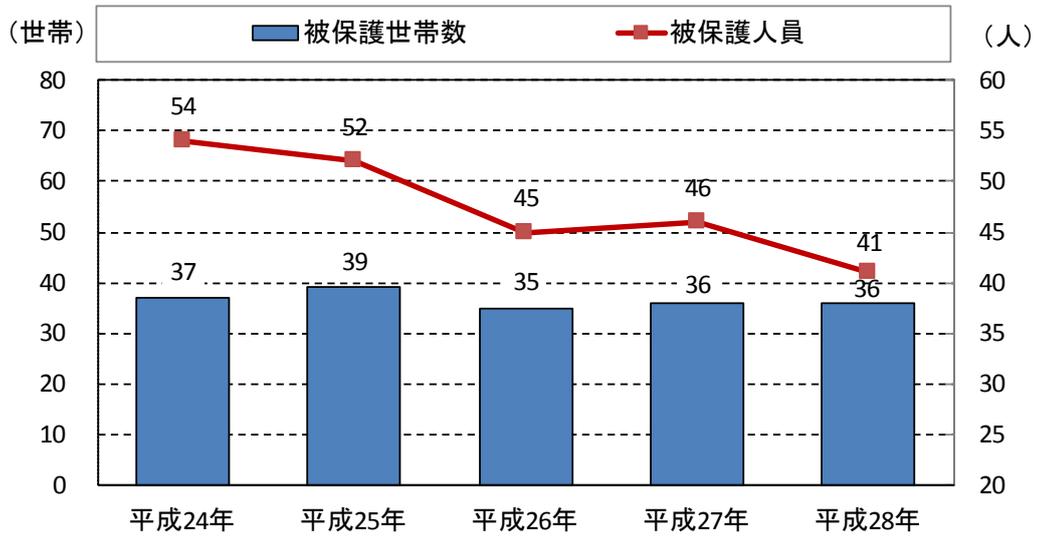
資料：介護保険事業状況報告 各年9月30日現在

(10) 生活保護の状況

生活保護の被保護世帯数は、横ばい傾向で推移し、平成28年では36世帯となっています。

また、被保護人員は、減少傾向で推移し、平成28年では41人となっています。

■図 2-18 生活保護の状況



資料：保健福祉課 各年3月31日現在

2 地域を支える各種団体等の状況

(1) 自治会

自治会は地域住民のふれあいの場をつくり、お互いに助けあって協力をしていくことで、快適で住みよい地域を作り上げていくための、住民にとって最も身近な自治組織です。

平成 28 年 3 月末現在の自治会の数は 24 となっています。

(2) 社会福祉協議会

社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として中心的な役割を担う、社会福祉法に基づく公共的な性格を持った営利を目的としない民間団体です。

田野畑村社会福祉協議会では、地域の人々が抱えているさまざまな福祉課題を地域全体問題としてとらえ、住民の「住み慣れた地域で暮らし続けたい」という普遍的な願いに応えるため、地域、行政、関係機関・団体と連携しながら、ふれあいきいきサロン活動支援、各種福祉団体への助成、まごころ食事サービス事業の実施、福祉教育の推進等、各種の福祉活動を展開しています。

また、村社会福祉協議会に登録されているボランティア団体は、平成 28 年 3 月末現在、13 団体あり、様々な分野で活動を行っています。

(3) 民生委員・児童委員

「民生委員」は、厚生労働大臣からの委嘱を受け、社会福祉の増進のため、常に住民の立場に立って生活や福祉に関する相談・援助活動を行っています。また、子どもたちが元気に安心して暮らせるよう子どもたちを見守り、子育ての不安や心配ごとなどの相談・支援等を行う「児童委員」を兼ねています。

主任児童委員は、児童福祉に関する事項を専門に担当し、地域を担当する児童委員と一体となって、児童福祉の推進に努めています。

平成 28 年 3 月末現在、民生委員・児童委員 23 人（うち主任児童委員兼務 2 人）が活動しています。

3 各種団体等に対する調査結果

地域福祉に関する取組みや活動の課題等を把握するため、村内の福祉関係団体9団体に対し調査を依頼し、7団体より回答をいただいています。

また、福祉教育の現状を把握するため、保育園、児童館、学校へも調査を依頼しています。

(1) 各種団体に対する調査結果

- 団体の構成員は、約6割が「50歳以上」で、活動年数は8割以上が「10年以上」となっています。
- 主な活動区域は約6割が「村内全域」で、活動の頻度は、「週5～7回」が最も多くなっています。
- 団体が行っている地域活動等の内容は、「高齢者支援」、「障がい者支援」、「子育て支援」、「男女共同参画・人権問題」が多くなっています。
- だれもが安心して生活するために、取り組むべき課題は、「高齢者や障がい者の支援（日常の見守りなど）」、「独居世帯への支援（見守り・家事手伝いなど）」、「隣近所とのコミュニケーション(あいさつなど）」、「地域活動の担い手育成(自治会役員など）」、「子育て世帯への支援（見守り・相談など）」、「交通弱者への支援(外出時の付き添いなど）」、「災害時の避難体制(要援護者への支援など)」が比較的多い回答であげられています。
- 活動を行う上での問題点・課題は、「活動場所の確保が難しい」、「スタッフが不足している」、「後継者がいない・育たない」、「活動の充実に向けた研修等の機会がない」が比較的多い回答であげられています。
- 団体の取り組みとして、今後どのようなことが必要かは、「自治会など、地域団体と連携して、活動の場を広げる」が最も多い回答としてあげられています。

(2) 保育園・児童館・学校に対する調査結果

【保育園】

- 福祉に関する取組みとして、「施設の訪問・交流」、「保育園への招待・交流」を行っています。
- 今後、福祉に関する取組みを行うにあたって、支援して欲しいことは、「職員への福祉や福祉に関する保育についての研修」をあげています。
- だれもが安心して生活するために取り組むべき課題は、「防災・防犯活動(地域の見守り・パトロールなど)」、「子育て世帯への支援(見守り・相談など)」、「交通弱者への支援(外出時の付き添いなど)」、「災害時の避難体制(要援護者への支援など)」、「高齢者や障がい者の支援(日常の見守りなど)」、「独居世帯への支援(見守り・家事手伝いなど)」、「買い物弱者への支援(買い物代行など)」、「その他(訪問看護)」をあげています。

【児童館】

- 今後、取り組みたい福祉に関する内容は、「施設の訪問・交流」、「児童館への招待・交流」をあげています。
- 今後、福祉に関する取組みを行うにあたって、支援して欲しいことは「児童館外のことでも相談できる人」、「福祉に関する保育について保育園・児童館外の人と話し合う場」をあげています。
- だれもが安心して生活するために取り組むべき課題は、「防災・防犯活動(地域の見守り・パトロールなど)」、「子育て世帯への支援(見守り・相談など)」、「子ども・大人のいじめ問題(啓発・相談など)」をあげています。

【中学校】

- 福祉教育として、「ボランティア体験」、「高齢者等への手紙」、「当事者（高齢者、障がい者等）との交流」を行っています。

- 福祉教育を行うにあたっての問題点では、「時間の確保」をあげています。

- 福祉教育に取り組まれた後、生徒にどのような変化があったかは、「相手の立場になって考えられるようになった」、「自ら進んで考え、行動できるようになった」をあげています。

- 今後、取り組みたい福祉に関する内容は、「ボランティア体験」、「当事者（高齢者、障がい者等）との交流」をあげています。

- 今後、福祉に関する取り組みを行うにあたって、支援して欲しいことは「学校外の施設や人などの情報提供」、「学校外のことで相談できる人」をあげています。

- だれもが安心して生活するため、取り組むべき課題は、「隣近所とのコミュニケーション（あいさつなど）」、「防災・防犯活動（地域の見守り・パトロールなど）」、「子育て世帯への支援（見守り・相談など）」、「交通弱者への支援（外出時の付き添いなど）」、「子ども・大人のいじめ問題（啓発・相談など）」、「地域活動への参加（自治会・祭りなど）」、「若者と高齢者との交流（交流行事の企画など）」、「高齢者や障がい者の支援（日常の見守りなど）」、「独居世帯への支援（見守り・家事手伝いなど）」をあげています。

4 住民ワークショップ

(1) 住民ワークショップの概要

地域福祉計画を策定するにあたり、住民参加の一環として、地域の課題等を洗い出し、解決策を検討するため、ワークショップを行っています。

開催時期	平成28年11月25日(金)
回数	1回
時間	18時～19時30分
場所	アスビィ楽習センター
参加人数	27人 (年代ごとのA～Eの5グループに分けて、グループワーク)
実施内容	テーマ 「住んでいる地域の 良い所 足りない所 を考えてみる」 ・自分が住んでいる地域の「強み(良いところ)」、「弱み(足りない所)」をあげる。 ・出た意見をグループ分けし、タイトルをつける。 ・「弱み」を「強み」に変換する。

(2) グループごとのワーク結果

◎Aグループ (40歳代以下4人)

	分類	意見	変換
強み	防災	防災無線がある	
		停電に強い！	
	文化	たくさん郷土芸能がある	
		地域の人（近所）をよく知っている	
	ぬくもり	近所の方が良い人が多い	
		人が優しい	
		近所同士で助け合っている	
		バスが待っていてくれる	
		人の少ないところ	
		程よい距離感	
		男性女性それぞれの集まり	
		自然環境	
	おいしい水		
	空気がおいしい		
	手つかずの自然		
	景色がよい！		
波や船の音が聞こえる			
きれいな景色			
道が平ら			
静かな所			
静か			
弱み	環境	車通りが多くなった	自然が豊か！
		思ったより暑い	
		熊が多い	
	交通	どこに行くにも不便	車がない・・・歩く（エコ）
		家が離れている	車で移動・・・家族との会話の場になる
		街に遠い	
		学校とバスの連絡がとれていない	
	生活	店がない	共通のたまり場
		飲食店が少ない	物を大事にする
	子育て	文房具屋がほしい	
子どもが外で遊んでいない		親同士の情報共有・情報交換がとれる	
医療	子育て支援センターが利用しづらい		
	保育園と児童館に差がある		
医療	予防接種の日が少ない	待っている間にコミュニケーションがとれる	

◎Bグループ (50 歳代 3 人)

	分類	意見	変換
強み	自然	自然が多い	
		自然がいっぱい	
		自然がいっぱい	
		川がきれい	
		空気がおいしい	
		星がきれい	
	環境	静か	
		静か	
		郵便局がある	
		老人ホームがある	
		事業所がいっぱい	
		道の駅がある	
		工場がある	
	村議員さんが 3 人もいる		
	人	怒る人がいない	
人が優しい			
人が優しい			
手伝ってくれる			
隣近所の人が良い			
人情が厚い			
弱み	自然	雪が多い	水が豊か
		雪が多い	運転技術アップ
		寒い	漬け物が美味くなる
		寒い	星がきれい
	環境	独身者が多い	
		空き家が多い	移住者が来るかも
	人	子どもが少ない	急に結婚して子どもが生まれる!!
		子どもが少ない	
		子どもが少ない	
		働く人がいない	
		老人が多い	何回も同じ事を聞ける
		若者がいない	グレる人がいない
	不便	店がない	
		店が少ない	お金を使わなくて済む
		店が遠い	
案内板が少ない (迷う)		記憶力がアップ	
仕事が少ない			

◎Cグループ (50・60歳代7人)

	分類	意見	変換
強み	自然	海がある	
		自然がいっぱい	
		自然がいい	
		星空	
	公共物	鉄道	
		三鉄の島越駅がある	
		ホテル	
	観光	観光船の島めぐりがある	
	食	食べ物(魚)	
		山の幸が多い	
	動物	山があり、最近鹿がいる	
		動物がいっぱい	
人情	人情味がある		
	人がいい		
	人との繋がりが良い		
	知らない人はいない		
祭	港祭りがある		
災害	水害がない		
仕事	漁業、農業ができる		
弱み	娯楽	遊びがない	お金が貯まる
		飲み屋がない	
		居酒屋がない	
	人	老人が多い	家族を大切にする
		老人が多く、行動力がない	
		社会に無関心	
		地区の繋がりや絆が薄くなった	
		自分のことで精一杯	
	商店	漁協のスタンドがない	計画的な買物をする
		ガソリンスタンドがない	
		店がない	
		運転免許がない人が買い物に行けない	
	前にあった郵便局がない		
	病院	病院が遠い	早く高速道路を作る
		病院が遠い	
		どこへ行くにも不便	
	仕事	若い人の職場が少ない	起業する
近くに職場がない			
給料が安い			
災害	鹿が野菜を食い散らかす	早く寝れる	
	雪による停電が起きる		
	熊が出る		
人口問題	人がない	静かでのんびり	
	人口減少が止まらない		
	子どもが少ない		
	若い人がない		
	活気がない		
行政	行事に参加する人が少なくなった		
	除雪車がなかなか来ない		
	地域の予算が少ない		

◎Dグループ（60歳代の男性6人）

	分類	意見	変換
強み	自然が豊か	清流がある	静かである
		自然に恵まれている	山、キノコが採れる
		自然の多いところ	海産物がうまい
		自然が多い	
		自然が豊か	
		星がきれい	
	人間性が豊か	人が優しい	あいさつは良い
		人が良い	住民のまとまりがある
		人づきあい	仲間がいる（飲み友達）
		人の良い	誰もが知人
結いの心			
開放感がある	自由		
	土地が広い		
弱み	少子高齢化	子どもが少ない	子ども、高齢者が大事にされる
		若者が少なく、高齢者が多い	
		年寄りが多い	
		若者が少ない	
		若者が少ない	
		子どもが少ない	
	交通の便が悪い	人口が少なくなっている	
		買物は遠出	金を使わない
		お店がない	
		遊ぶ所が少ない	
		雪の多いところ	
		生活の主要道路が狭い	
		交通の便が悪い	
		町まで遠い	
	盛岡まで遠い		
	雇用の場不足	不便である	
病院が遠い			
プールがない			
協同認識の欠如	自主財源が少ない		
	産業、職場がない		
	行事の参加率が悪い		
	チームワーク		

◎Eグループ (60・70 歳代 7人)

	分類	意見	変換	
強み	市でも町でもない“村”が大切	全国に少なくなった村である		
	人情厚い	ほとんどの人が知り合い		
		近所とのつきあい		
		結		
		人がいい		
		人情あふれる村		
	こういう村だと百も承知	悪い所もない		
		静かである		
	自然が豊か	広い土地 (スペース) がある		
		朝日がきれい		
		川		
		広い砂浜がある		
		自然		
		国立公園のある村		
		農産物の多くとれる村		
		冬は暖かい		
夏は涼しい				
海や山がある				
海が近くてよい				
波音がコーラスのように聞こえる				
自然の食べ物がおいしい	食べ物がおいしい			
	魚がおいしい			
	空気がきれい			
	海産物のおいしい村			
弱み	買い物が不便	お店がない	使うところがない→金が貯まる	
		買い物する場が少ない		
		店が少ない		
		買物が遠くの場所である		
	自然が汚れ始めた	川を再生すること。自然に戻す。		
	病気になるのが不安	医者がない	病気になるように気をつけるようになる	
		病院が遠い		
		病院が遠い		
		病院がない		
	交流が希薄	郵便局がほしい		
		交流が少ない		
	さみしい村になる	以前より地域の繋がりが薄くなってきた	経験豊かな人材→長寿社会	
		限界集落が増えた		
		若い人が少なくなった		
交通不便	子どもの数が少ない			
	少子高齢			
	交通が不便である			
	交通機関が少ない			
きびしい自然もある	道路が狭い	通行量が少ない→事故が少ない		
	都会まで遠い			
	津波が来る			
近所との行き来が困る	冬が長く感じる	たくましい人、辛抱強い人が多い		
	地震が怖い			
	部落が離れていて大変	自由に生きられる		
	広すぎて隣が遠い			

The page features several decorative circles in various shades of blue. A large, dark teal circle is partially visible at the bottom left. A medium-sized, light blue circle is centered in the middle of the page, containing the chapter title. Above it, a smaller, light blue circle is positioned to the right. In the top right corner, there is a small, light blue circle. The background is plain white.

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

基本理念

**智恵！ 笑顔！ 底力！
一人ひとりが力を発揮し
大切にされて 生き続けられる村**

— つながる気持ちで支え愛（合い） —

2 基本方針

「共に支え合うひとづくり」、「福祉を支える地域づくり」、「誰もが安心して必要な支援を受けられる体制づくり」、「ひとにやさしい福祉のむらづくり」の4つの基本方針を掲げ、地域福祉活動を推進していきます。

(1) 共に支え合うひとづくり

これからの地域福祉は、従来のように限られた人の保護・救済にとどまらず、互いに支えあい、だれもが家庭や地域でその人らしく、いきいきとした生活が送れるようにすることが求められています。

多様化する生活の課題や地域の課題を解決していくためには、誰もが支援が必要な立場となる可能性があることを認識し、身近な地域でふれあい、福祉を学び、福祉への理解を深め、地域の問題を自分自身の問題として受け止め、助け合い、支え合って解決していくことが大切です。

住民一人ひとりが福祉への理解を深め、思いやりの心を育む「共に支え合うひとづくり」に努めます。

(2) 福祉を支える地域づくり

地域福祉を推進するためには、誰もが地域への愛着をもって、地域の様々な活動に参加していくことが重要です。そのためには、地域に関わるボランティア活動・団体活動を促進し、また、その活動を支援する仕組みづくりが必要です。

さらに、地域の福祉活動をより一層推進するためには、地域の豊かな知識と経験をもった人材を活用するなど、福祉活動を担う人材の育成が必要です。

ボランティア活動・団体活動などの地域活動を推進し、地域福祉を担う人材の育成に努め、「福祉を支える地域づくり」を推進します。

(3) 誰もが安心して必要な支援を受けられる体制づくり

福祉サービスは、以前の行政が措置として提供する仕組みから、利用者がサービスを選んで利用する仕組みとなっています。

福祉サービスが必要となった場合には、適切な情報を得て、自分に合ったサービスを自らの意思で選択し、利用できるよう、情報提供・相談支援体制の充実が必要です。

また、利用者主体のサービス提供体制を構築するため、保健・医療・福祉が連携し、総合的なサービスを提供できる基盤整備を進めることが必要です。

情報提供・相談支援体制の充実を図り、サービスの基盤整備を進め、「誰もが安心して必要な支援を受けられる体制づくり」に努めます。

(4) ひとにやさしい福祉のむらづくり

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、住宅、道路、公共施設等が安全で快適に利用できるよう「ユニバーサルデザイン」の取組みを推進する必要があります。

また、子どもや高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、さらには、災害時の対応など、地域に住む人たちが協力し防犯・防災活動に取り組む必要があります。

「ユニバーサルデザイン」を推進し、地域で防犯・防災活動に努め、「ひとにやさしい福祉のむらづくり」に努めます。

智恵！ 笑顔！ 底力！ 一人ひとりが力を発揮し
大切にされて 生き続けられる村

基本方針1 共に支え合うひとづくり

- (1) 福祉教育の推進
- (2) 地域での交流、ふれ合いづくり
- (3) 社会参加の促進と生きがいづくり

基本方針2 福祉を支える地域づくり

- (1) 地域福祉を支える人材確保と育成
- (2) ボランティア活動の促進
- (3) 協働活動の推進

基本方針3 誰もが安心して必要な支援を受けられる体制づくり

- (1) 情報提供・相談支援体制の充実
- (2) 福祉サービスの充実
- (3) 権利擁護の推進
- (4) 生活困窮者への自立支援の推進

基本方針4 ひとにやさしい福祉のむらづくり

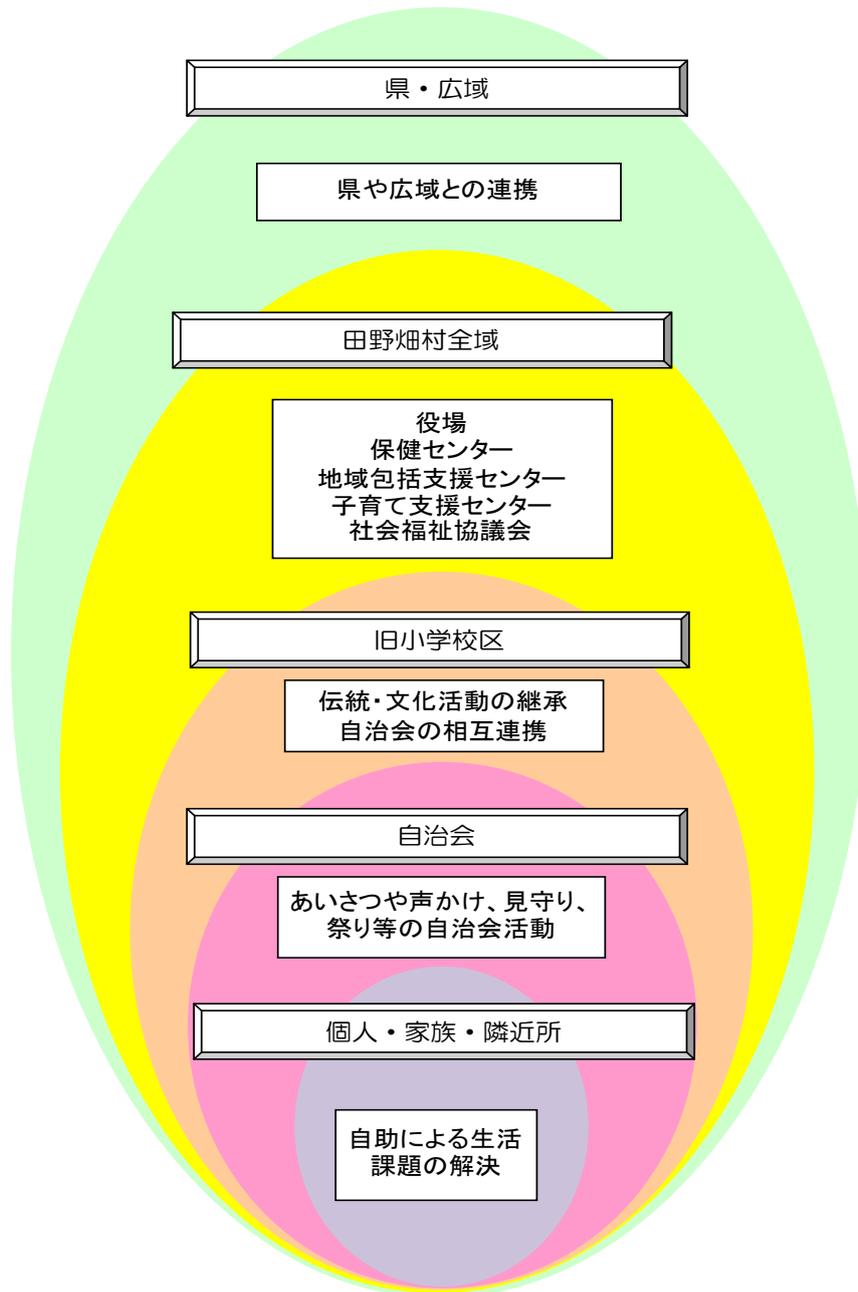
- (1) ユニバーサルデザインの推進
- (2) 要援護者支援の推進
- (3) 防犯対策の充実

4 支え合うための地域の圏域

地域にある生活課題に応じて、「個人・家族・隣近所」、「自治会」、「旧小学校区」、「田野畑村全域」、「県・広域」からなる圏域ごとの取組や各圏域の連携による取組によって解決を図っていきます。

また、これらの圏域は、一律に固定されるものではなく、課題や地域特性に応じて、柔軟に対応していきます。

■図 3-1 圏域のイメージ



5 地域福祉を支える各主体の概念図

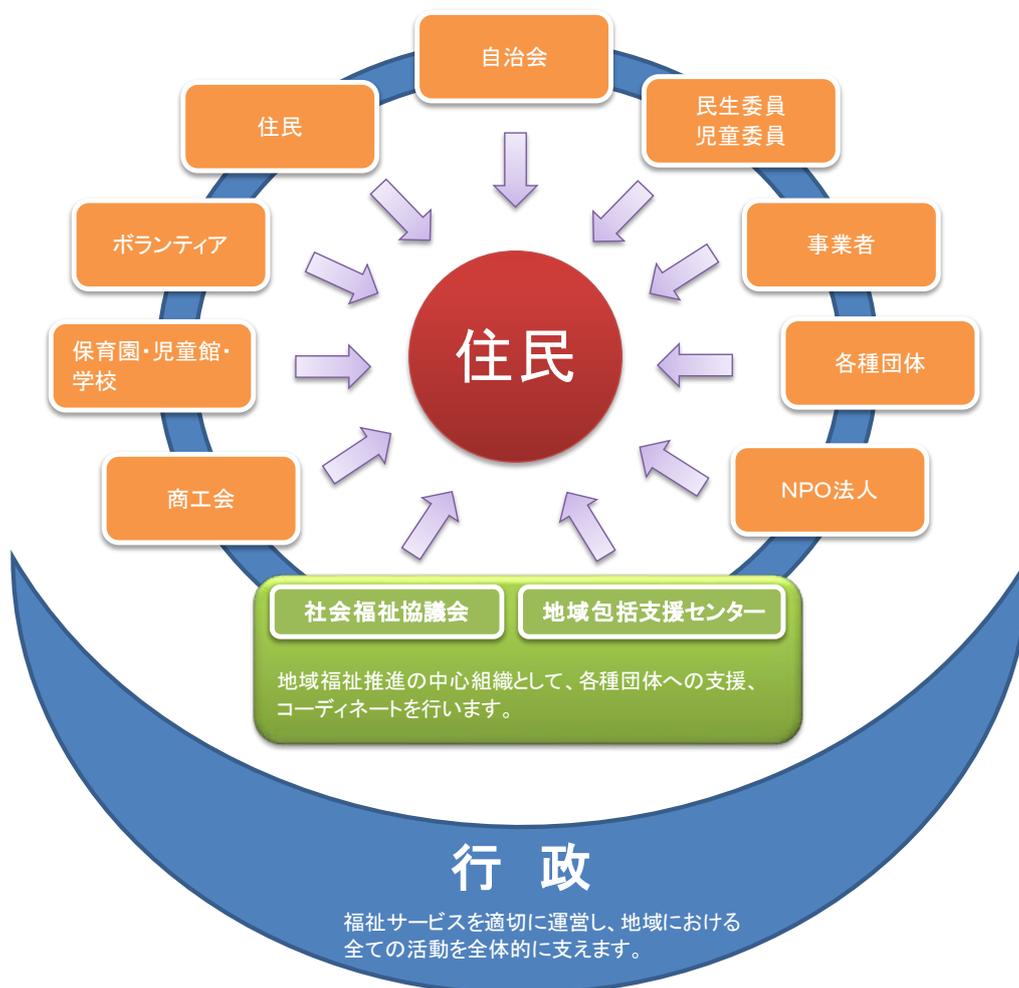
社会福祉法第4条には、「地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない」と規定されています。

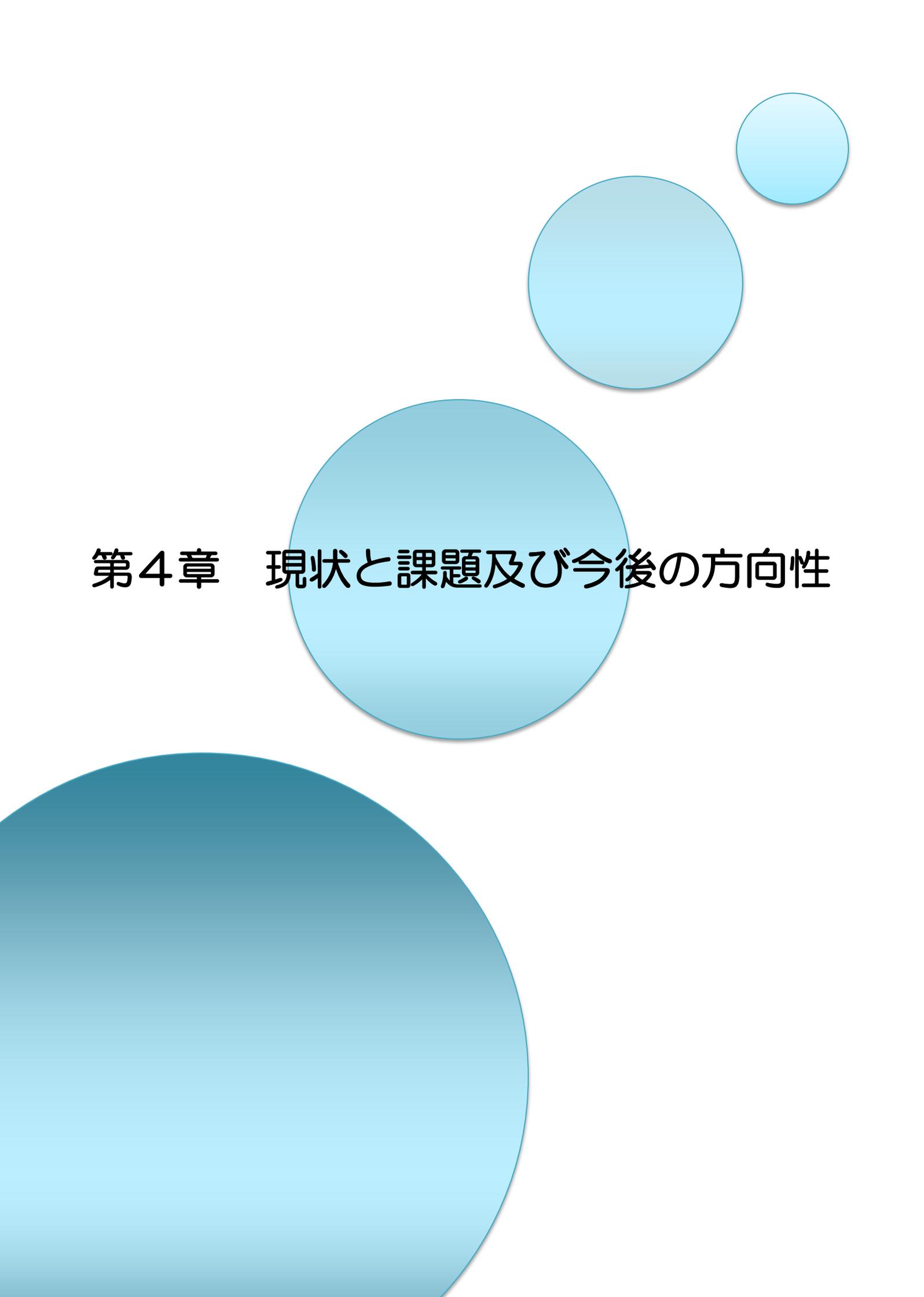
地域福祉を推進していくために、それぞれがそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働していくことが重要です。

特に、「社会福祉協議会」、「地域包括支援センター」においては、村の地域福祉を推進する中心組織として位置付け、地域福祉コーディネーターの役割を担い、地域福祉を支える人、事業者や団体等を支援します。

また、行政においては、地域福祉の全体的な受け皿として、それぞれの活動を全体的に支援します。

■図 3-2 支え合いのイメージ





第4章 現状と課題及び今後の方向性



第4章 現状と課題及び今後の方向性

1 共に支え合うひとづくり

(1) 福祉教育の推進

【現状と課題】

近年、少子高齢化が急速に進展し、ひとり暮らし高齢者の増加や核家族化など家族形態が変化するとともに、個人の価値観やライフスタイルの多様化などによって、地域のつながりが希薄化し、地域や隣近所での親しい付き合いや地域の中で相互に助け合う機能も失われつつあります。そのことによって、子育てや介護をしている人、障がいのある人など日常生活において支援を必要としている人たちが不安やストレスを感じたり、児童や高齢者に対する虐待、ひきこもり、孤独死などの問題にも発展してきています。

本村は、比較的地域での昔ながらのつながりや支え合いの構図が残っている部分もありますが、以前に比べ、その希薄化が進んでいることは多くの住民が実感しています。

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが福祉に関心を持ち、福祉とは決して特別なことではなく、身近な存在であることを認識することが大切です。お互いの立場や価値観を理解し合い、地域で支え合いながらお互いに助け合うことの大切さが感じられるよう、幼少期からの福祉教育を推進するとともに、家庭、保育園・児童館、学校、社会福祉協議会、行政などが連携し、様々な広報活動や啓発活動を通して、福祉について学習する機会をより多くの人に提供することにより、住民の福祉意識の醸成に努める必要があります。

【取り組み内容】

実施主体	取り組み内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ●日常生活の中で地域のことに関心をもつように心がけます。 ●福祉に関する講座やイベントなどに積極的に参加します。 ●高齢者や障がい者など、支援を必要としている人に対する理解を深めます。 ●子ども達が、隣近所や地域のつながりの中で、福祉を学べるよう努めます。 ●村で培われた、「結いの心」を子ども達に伝えていきます。
団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の様々なイベントに参加し、福祉情報の提供、高齢者や障がい者などの当事者の現状についての情報を発信することで、福祉意識の啓発を行います。 ●当事者が地域のイベントに気軽に参加できるよう、情報提供や参加支援に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●各種広報活動やイベントの開催を通じて、住民の福祉意識の啓発を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●「相互理解」「共生」の意識を育み、互いを尊重する思いやりの心を持ったひとづくりを推進するため、福祉に関する講座やイベントなどの情報発信に努めます。 ●児童・生徒に対して、保育園・児童館や学校を通じて、高齢者との交流を行うなど、福祉教育の推進に努めます。 ●社会福祉協議会、福祉関係団体と連携し、福祉に対する理解を深めたり、福祉に対する意識の向上を図るため、啓発活動を行います。

(2) 地域での交流、ふれ合いづくり

【現状と課題】

地域での支え合いを推進するためには、住民相互の交流を促進し、ふれ合いの中でお互いの関係性を育むことが大切です。

近年、地域への関心がない人や地域とのかかわりを持たない人が増加していることもあり、地域のつながりが希薄化し、身近な地域における交流の機会が少なくなってきています。

だれもが孤立することなく安心して暮らすことができるようになるには、お互いの顔が見える関係を築くことが重要です。気軽に集い、日常的な交流を図ることができる場づくりや世代を越えたふれ合いの機会を充実させるなど、地域での交流活動に参加しやすい環境づくりが必要です。

さらに、地域では、自治会を中心として住民同士のつながりを大切にし、地域活動を推進していますが、少子高齢化や参加者の減少により、地域住民による地域活動の継続が難しくなっている現状があります。

地域活動を支えていくためにも、住民同士の交流の活性化が求められています。

【取り組み内容】

実施主体	取り組み内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域の情報に関心を持ち、地域の理解を深めます。 ●あいさつや声かけなどを行い、隣近所との関わりを持ちます。 ●清掃やお祭りなどの地域の行事に積極的に参加します。 ●郷土芸能の伝承などを通じて、地域の交流、三世代交流を推進します。 ●地域で自然に集まれる、お茶飲み会など交流の場を作ります。
団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園・児童館・学校等と連携し、体験学習や当事者との交流機会を創出します。 ●福祉サービスの利用者と地域住民と一緒に参加し、楽しめるイベントを開催します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●保育園・児童館・学校等と連携し、体験学習や当事者との交流機会を創出します。 ●地域で行われている世代間交流などの活動を支援します。 ●気軽に集まり、情報交換できる場の創出に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●地域で気軽に集い、レクリエーションなどを行う地域活動の取組みを支援します。

(3) 社会参加の促進と生きがいづくり

【現状と課題】

長年にわたって地域を支えてきた高齢者は、人生の中で豊かな知識、経験、技能を培っています。こうした能力を地域社会の様々なニーズに活かすことは、高齢者自身の生きがいにつながるとともに、地域福祉の充実と地域コミュニティの活性化に結びつく活動となります。高齢者が地域社会を支える一員として、自ら生きがいづくりや健康づくりに励み、その活動等に積極的に参加することが求められています。

このことから、高齢者を対象とした健康づくり、スポーツ・文化事業等の社会活動について、活動内容の広報や参加しやすい環境づくりに努めるなど、高齢者の主体的な参加を積極的に支援していく必要があります。

そのため、社会福祉協議会、自治会等の地域団体と連携し、地域福祉の担い手として、生き生きとした活動が行えるための場づくりが重要となります。

また、生きがいづくりは、保健・医療・福祉の施策の範囲を超える大きな課題でもあることから、村の関係各課の連携はもちろんのこと、住民や関係機関とも連携・協働により、生きがい活動の促進を図る必要があります。

【取り組み内容】

実施主体	取り組み内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ●地域活動や生涯学習、スポーツ、就労など、生きがいを感じる ことのできる場を地域で探します。 ●積極的に社会参加し、自らの技術や経験を伝え広めることで、 生きがいを追求します。 ●隣近所、同世代など、仲間同士で行う健康づくりや趣味活動に 積極的に取り組みます。
団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●団体活動への参加を勧めるなど、生きがい活動の選択肢としての の団体活動を周知します。 ●当事者の生きがいやニーズの把握に努め、地域の様々な活動に つながる情報を提供します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●ボランティア活動や地域活動に対する住民意識の啓発に組み 組みます。 ●関係機関と連携し、団体活動やボランティア活動を支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が生きがいをもって住み慣れた地域で自立した生活を送 ることができるよう、生涯学習、健康づくり、スポーツ、レク リエーションなど多様な活動の支援や就労の場の確保、交流機 会の充実などの施策の推進に努めます。

2 福祉を支える地域づくり

(1) 地域福祉を支える人材の育成

【現状と課題】

地域で行われる様々な活動や地域福祉活動を推進していくためには、住民一人ひとりが地域の主役として主体的に活動に関わるとともに、地域においてそれを支える人材の育成が必要です。

自治会、地域の団体を始めとして、人材を必要としている組織や場は数多くあることから、地域が必要としている人材のニーズを的確につかみ、求められる適切な人材を育成していくことが必要です。

また、地域に住む人の豊富な経験や技能を地域の活動にいかすためのきっかけづくりや、地域で活躍する場をもうけるなどして、個人の経験をいかして活動に参加してもらうことが必要です。

各種団体に対する調査によると、活動を行う上での問題点・課題は、「スタッフ不足」の他、「後継者がいない・育たない」という回答が得られています。

地域においてその活動を推進する人材がいなくなることは、地域での活動や交流が滞ることとなります。地域を支える人材育成を進めていく必要があります。

【取り組み内容】

実施主体	取り組み内容
住民	<ul style="list-style-type: none">●地域の一員として、できる範囲で地域活動に参加します。●自然の中で、たくましく育った子ども達が、地域のリーダーとして活躍できるよう、次世代へつながる地域づくりに努めます。
団体等	<ul style="list-style-type: none">●スタッフ不足を解消するため、団体活動等の周知を行い、地域との係わりの中で、人材発掘に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●地域活動のリーダーの育成や、地域活動の担い手育成につながるよう、講座の開催など様々な取り組み行います。
行政	<ul style="list-style-type: none">●団塊の世代や高齢者の豊富な知識や経験が、地域を担う後継者へ引き継がれるよう、地域活動への参加促進を支援します。●地域活動の活性化を図るため、地域包括ケアシステムの構築に併せ、必要な人材の育成に努めます。

(2) ボランティア活動の促進

【現状と課題】

住民のニーズが多様化し、様々な支援を必要としている中で、これまでのように行政がすべての支援を担う時代から、住民、事業者、行政がそれぞれの役割を分担して地域を支えていくことが求められています。

ボランティアは、課題をかかえる地域住民を手助けし、地域福祉を支える貴重な担い手であり、行政が担いきれない住民の多様なニーズにきめ細かく対応することができることから、これからの地域福祉を支える大きな力になるものと期待されています。

本村では、主に田野畑村社会福祉協議会において、ボランティア組織の育成、活動の推進に努めています。また、中学校においては、福祉教育の一環としてボランティア活動を実施しています。

「結い」の精神が根付く本村住民のボランティア活動への参加意識は、潜在的に高いと考えられ、活動時間や活動内容の工夫など、ボランティア活動へ参加しやすい環境づくりを推進することで参加者の拡大が期待できます。

【取り組み内容】

実施主体	取り組み内容
住民	<ul style="list-style-type: none">●ボランティアの重要性や、支え合いの大切さなどを理解します。●地域の一員として、できることから、できる範囲で、ボランティア活動に参加します。●各種講座や研修会に積極的に参加します。
団体等	<ul style="list-style-type: none">●ボランティアの受け入れを積極的に行い、地域におけるボランティア活動にもつなげます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●ボランティア講座の開催など、ボランティア活動に関する学習の場を提供します。●ボランティア活動に関する情報提供、相談体制の充実に努め、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりを推進します。●活動希望者に活動を紹介、支援を求める個人や家族、団体等にボランティアを紹介するなど、ボランティアセンター機能に求められる役割を踏まえ、ボランティアコーディネーションに努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">●福祉関係団体などと連携し、地域福祉の担い手となるボランティアを育成するため、各種講座やボランティア情報の発信に努めます。

(3) 協働活動の推進

【現状と課題】

地域福祉を推進するためには、地域ごとの組織づくりや人材の確保、それらを含む地域資源のネットワークの充実が不可欠です。

本村では、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等が様々な福祉活動を展開し、また、地域には自治会や婦人会、老人クラブ等、様々な福祉活動を行う団体や組織があり、それぞれが独自の目的を持って活動を行っています。

これらの団体や組織等が連携を深めることで、地域の福祉力はさらに強くなり、きめ細かな福祉活動が可能になります。

各種団体に対する調査によると、団体の取り組みとして今後どのようなことが必要かでは、「自治会など、地域団体と連携して、活動の場を広げる」、「団体が持っている活動のノウハウを地域の住民や他の団体に提供する」、「他の団体や関係機関との交流の機会をもつ」という回答が得られており、連携・協働の必要性について高い認識があります。

こうしたことから、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等がそれぞれの特性を生かしながら、役割を分担し、連携し、一体となって問題を解決していくため、ネットワークの更なる充実が大切です。

【取り組み内容】

実施主体	取り組み内容
住民	<ul style="list-style-type: none">●地域を支える一員として、地域を支える団体等の活動に協力します。●地域における口コミや回覧板等を活用して、地域情報のネットワーク化に努めます。●住民一人ひとりが、福祉活動に関心を持ちます。
団体等	<ul style="list-style-type: none">●自治会や地域団体等と連携し、活動の場を広げます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●地域の実情に即した地域福祉活動が、住民、自治会、民生委員・児童委員、ボランティア団体等が連携・協働し行われるようコーディネートに努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">●地域福祉を推進するため、自治会や民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア団体等の団体や組織、関係機関との連携の強化に努めます。●広報誌やパンフレットなどにより、福祉活動に関する情報発信に努めます。

3 誰もが安心して必要な支援を受けられる体制づくり

(1) 情報提供・相談支援体制の充実

【現状と課題】

現在、本村では行政が提供する公的なサービス、社会福祉協議会や社会福祉法人が実施しているサービスなど、様々な主体による福祉サービスが行われており、支援を必要としている人たちの生活や活動を支える重要な役割を果たしています。

生活課題を解決するために、多様なサービスで対応することができますが、複数の生活課題を抱えている人にとっては、対象となる課題毎に複数の窓口が存在し、どこに相談したら良いかわからない、または相談しても本当に必要な支援につながらないこともあり得ます。

福祉サービスは、利用者本位という考え方に立って、サービスを必要とするすべての人が、自分に適したサービスを自らの意思で選択できるようにしていくことが重要です。そのためには、住民に情報が正しく伝わるよう、情報提供の充実を図るとともに、悩みや問題を抱える人々が、いつでも気軽に相談することができ、また、どこに相談しても必要なサービス利用につながるよう、相談体制の強化を図ることが必要です。

【取り組み内容】

実施主体	取り組み内容
住民	<ul style="list-style-type: none">●パンフレットやホームページなどに目を通し、福祉サービスなどに関する情報の把握と制度理解に努めます。●生活する上で困ったことがあったら、身近な相談窓口へ相談します。
団体等	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービス等福祉に関する情報発信、相談支援を行うと共に、行政や社会福祉協議会と情報交換を行い、情報提供ネットワークの一角として機能します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●村における地域福祉に関する総合的な情報発信を行います。●行政とともに福祉の総合的な相談窓口として、相談支援体制の充実に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">●福祉サービスを広く一般的に周知するため、パンフレットやホームページなどのさまざまな媒体を活用して情報を提供します。●村の窓口をはじめ、社会福祉協議会や子育て支援センター、地域包括支援センターなどの相談支援体制の充実に努め、連携をとりながら問題解決に努めます。

(2) 福祉サービスの充実

【現状と課題】

今後も少子高齢化が進展し、人口減少が進むことが予測されており、ひとり暮らし高齢者、高齢者夫婦世帯など、増加する高齢者ニーズへの対応が必要となっています。また、障がい者や子育て家庭に対する支援など福祉サービスに対するニーズは多様化しています。

村では、高齢者やその家族に対する保健福祉サービスや介護サービスを始め、子どもや子育て家庭に対するサービス、障がい者やその家族に対するサービスなど、それぞれの個別計画に基づき、様々なサービスの充実を図り提供しています。

今後さらに、高齢者や認知症の人が増えていくことや、障がい者の自立支援を進める観点から、よりきめ細やかな生活支援が求められています。

今後、これらのニーズを有する人が住み慣れた地域で生活できるよう、福祉サービス提供体制の整備を進めるとともに、利用者本位のサービス提供に向けて、適切なサービスを選ぶための情報提供や、利用者に不利益とならないよう福祉サービスの質を向上させること、苦情への対応、さらには権利擁護の推進や虐待の防止など、個人の人権に配慮した取り組みも必要となっています。

さらに、誰もが住み慣れた自宅や地域での生活を望んでおり、高齢者介護における、医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の考え方に基づいた、安心できる在宅福祉サービスの展開が望まれています。

【取り組み内容】

実施主体	取り組み内容
住民	●サービスに関する情報を積極的に入手し、適切な利用を心がけます。
団体等	●地域の利用者ニーズに沿ったサービス提供のあり方を検討し、関係機関と連携を図り、サービス提供体制の充実に努めます。
社会福祉協議会	●利用者ニーズに合ったサービスが受けられるよう、サービスのコーディネートに努めます。
行政	●地域住民が安心して暮らせるよう、各種個別計画に基づいて福祉サービスの推進に努めます。 ●医療・介護・予防・住まい・生活支援サービスを一体的に提供する「地域包括ケアシステム」の構築に努めます。

(3) 権利擁護の推進

【現状と課題】

認知症高齢者や障がいのある人の中には、判断能力が十分でないために財産の管理や日常生活で生じる契約などの行為を行うときに、不利益を受ける場合があります。今後、認知症高齢者の増加などから、さらに財産管理や日常生活における援助などに関する支援や相談の増加が予想されます。

日常生活を支援する制度として、民法上の「成年後見制度」のほか、社会福祉協議会が実施する、福祉サービスの利用手続きの援助や日常的金銭管理などを行う「日常生活自立支援事業」があり、今後も引き続き事業の普及・啓発を図り、利用の促進に努める必要があります。

また、福祉サービスを利用した場合、事前に聞いていた内容と違っていたり、思いもかけない対応に不快になったり、不満を感じたりすることも考えられます。

このような「苦情」は、まず、サービスを提供している事業者との話し合いで解決していくことが望まれますが、事業者との話し合いで解決できなかつたり、直接苦情を言いにくいなど、話し合いができない場合も考えられます。

福祉サービスを利用する中で、問題が生じた場合、利用者が事業者に対して弱い立場に立つことがないように、村の相談支援体制の充実や、県社会福祉協議会に設置されている「福祉サービス運営適正化委員会」などの相談機関の周知に努める必要があります。

【取り組み内容】

実施主体	取り組み内容
住民	<ul style="list-style-type: none">●権利擁護、成年後見制度などについて知識を深めます。●福祉サービス提供事業者に関する情報や苦情・相談機関についての情報の共有化を図ります。
団体等	<ul style="list-style-type: none">●「福祉サービス運営適正化委員会」、「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」など、必要な方が利用できるよう制度の周知に努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●「福祉サービス運営適正化委員会」、「成年後見制度」、「日常生活自立支援事業」など、必要な方が利用できるよう制度の周知に努めます。●「日常生活自立支援事業」が円滑に実施されるよう、利用者と生活支援員との連絡調整に努めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">●広報紙やパンフレットなどで、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」、さらには苦情解決の仕組みの周知を図り、適切なサービス利用を促進するとともに、問題発生時には迅速な解決に努めます。●福祉サービス提供事業者や関係機関との連絡調整を密にし、サービス利用に関する相談や苦情の受付など、迅速な対応に努めます。

(4) 生活困窮者への自立支援の推進

【現状と課題】

近年、社会経済環境の変化に伴い、非正規雇用労働者や低所得者が増加し、生活困窮に陥る人や稼働年齢世代にある人を含めて生活保護を受給する人が増えています。

これまで、安定した雇用を土台として、社会保障制度や労働保険制度が機能し、最終的には生活保護制度が包括的な安心を提供してきましたが、近年の雇用状況の変化などにより、これらの仕組みだけでは安心した生活を支えることが難しくなっており、生活保護に至る前の段階から早期に支援を行い、重層的に支えていくことが求められています。

社会経済の構造的な変化等による生活保護受給や生活困窮に至るリスクの高い層の増加を踏まえ、生活保護に至る前の生活困窮者への支援（いわゆる「第2のセーフティネット」）を抜本的に強化するために、生活困窮者自立支援法（平成25年法律第150号）が平成27年4月から施行されています。

法において、生活困窮者とは「現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」とされており、生活保護受給者以外の生活困窮者で、失業者、多重債務者、ホームレス、ニート、引きこもり、高校中退者、障害が疑われる者、矯正施設出所者など、複合的な課題を抱え、これまで「制度の狭間」に置かれ、必要な支援を受けられない状態にある人たちを対象としています。

県が実施する、自立支援相談窓口を村民に周知するとともに、関係機関との連携を図りながら支援へつなげる必要があります。

また、国の発表によると、子どもの貧困率は16%を超え、およそ6人に1人の子どもが貧困状態にあると言われていています。貧困世帯であるために教育を受けられないなど、貧困の連鎖によって子どもの将来が閉ざされることがないように、子どもの貧困対策を総合的に推進していく必要があります。

【取り組み内容】

実施主体	取り組み内容
住民	<ul style="list-style-type: none"> ●生活で困ることがあったら、生活困窮にいたる前に、各種相談窓口にご相談します。 ●住民同士の普段の付き合いの中で、生活困窮者を発見したら速やかに民生委員・児童委員や行政へつなげます。
団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●自治会等と連携し、生活困窮者の早期発見・支援に取り組みます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●生活困窮者自立支援相談窓口として、経済的なことや生活上の困りごとなどの相談を受け、地域で安心した生活が送れるよう支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やパンフレットなどで、生活困窮者自立支援相談窓口について、広く周知を図ります。 ●自治会や民生委員・児童委員など地域とのネットワークにより、支援を必要としている人の把握に努めます。 ●生活困窮者を把握し、自立生活への支援につなげるため、関係機関との連携に努めます。 ●親の世代の貧困が子どもにまで連鎖することがないように、教育、生活、保護者の就労及び経済的な支援など、総合的な支援の推進に努めます。

4 ひとにやさしい福祉のむらづくり

(1) ユニバーサルデザインの推進

【現状と課題】

高齢者や障がい者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、現在は、そういった環境づくりを目的とした「ひとにやさしいまちづくり」が推進されています。

本村では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー新法）や「岩手県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、道路、公園、公的建築物等において、障がい者や高齢者などすべての人が利用しやすい施設になるよう公共施設を新築する際には、バリアフリーに配慮した建築がなされています。

もちろん、このような「ひとにやさしいまちづくり」への取組は、行政のみで実現できるものではなく、住民全体の理解と協力が不可欠です。そのためには、「ひとにやさしいまちづくりがすべての人々にとって暮らしやすいまちづくりである」ことを住民が認識する必要があります。

今後は、誰もが利用しやすいように配慮した施設・設備の整備を推進するため「ユニバーサルデザイン」の考えに基づいた福祉のむらづくりを推進する必要があります。

また、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、病院や買い物場所などへのアクセスが容易であることが必要です。

村の商店が減ってきているということもあり、買い物ができる店や病院までの移動手段の確保が重要であり、特に、高齢者や障がい者等、いわゆる交通弱者にとって、公共交通機関の利便性の向上は急務となっています。

商業面での村の活性化も重要な課題の一つですが、生活する上での多様な交通整備を図るとともに、買い物した後の荷物を持つての移動が困難な人への支援など、地域の支え合いによる生活安心度の向上を図る必要があります。

【取り組み内容】

実施主体	取り組み内容
住民	<ul style="list-style-type: none">●ユニバーサルデザインについて理解を深めます。●買い物が困難な人への買い物の代行や、誘い合って買い物へでかけるなど、地域で支え合いの関係を築きます。
団体等	<ul style="list-style-type: none">●身近な場所にある商店をなくさないよう、商店の経営支援や商売を始めたい人への支援体制の充実に努めます。●行事の際に商工会へ出店依頼するなど、商業面の活性化に協力します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●研修や講座などでユニバーサルデザインの普及・啓発に努めます。●誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、行政と連携し取り組みを進めます。
行政	<ul style="list-style-type: none">●「ユニバーサルデザイン」について、ホームページやパンフレットなどによる啓発に努めます。●公共施設や道路について、改修や新設の機会を活用して、バリアフリー化、ユニバーサルデザインに基づいた整備に努めます。●総合バスと予約運行交通「くるもん号」の効率的な運行の確保に努めます。

(2) 要援護者支援の推進

【現状と課題】

近年、地震や台風などの大規模自然災害が日本各地で発生し、防災の気運もこれまでにないほど高まっています。

「災害時要援護者」といわれる高齢者、障がい者等は、災害に対して特別な備えを必要としているとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。そのため、地域全体で防災対策の充実を進める必要があるとともに、こうした「人」の視点での対策も急務となっています。

本村では、「田野畑村地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や情報伝達のための環境づくりなど、必要な基盤整備を図るとともに、地域住民、自治会、関係機関の協力を得ながら、災害時要援護者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿「避難行動要支援者名簿」の整備を進めています。

今後も災害時における安否確認や情報提供等が迅速かつ的確にできるよう防災体制の充実を図り、避難行動要支援者の把握に努めるとともに、日頃の隣近所の付き合いの中から災害時に助け合いができる仕組みを整えておくことや避難所での生活を総合的に支援できる体制の確保が重要となります。

【取り組み内容】

実施主体	取り組み内容
住民	<ul style="list-style-type: none">● 普段から家族で防災の話をするなど、防災意識を高めます。● 日頃の近所付き合いの中から、災害時に協力し合い、助け合うことができる防災体制をつくります。● 防災訓練には積極的に参加します。● 災害時の避難場所、避難経路などの確認を行います。● 災害時要援護者の避難支援に積極的に協力します。

実施主体	取り組み内容
団体等	<ul style="list-style-type: none"> ●防犯意識の啓発に努め、災害時の安全確保が十分行われるよう、行政や社会福祉協議会と情報を共有し、連携できるよう努めます。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none"> ●災害時要援護者に対し、見守りや声かけができる基盤づくりを自治会、民生委員・児童委員、各種団体等と連携して行い、災害時に対応できる隣近所のつながりづくりを支援します。 ●災害ボランティアの育成など、災害ボランティアセンターとしての支援体制の充実を図ります。
行政	<ul style="list-style-type: none"> ●広報紙やホームページなどにより、地域での防災の意識づくりに努めます。 ●警察や消防、消防団、自主防災組織と連携し、防災情報の共有を図り、防災に関する自主活動の活性化を推進します。 ●災害時の安全を確保できるよう、避難場所や避難経路の確認、避難時の心構えなど防災知識の普及・啓発に努めます。 ●地域と協働して「避難行動要支援者名簿」の普及、啓発を図ります。 ●要援護者などの避難に配慮した、避難所用緊急物資の整備に努めます。

(3) 防犯対策の充実

【現状と課題】

住民が安心して暮らすためには、隣近所の日常的な声かけや支え合いなど、地域住民によるネットワークづくりが犯罪防止へとつながります。

しかし、昔ながらの付き合いや地域社会の絆が希薄になるにつれ、隣近所に関心を持たない人たちが多くなっています。

犯罪の件数増加、凶悪化など、懸念すべき傾向が全国的に見られることは、こうした地域のあり方と無縁ではありません。普段の何気ない付き合いが、地域社会における相互の見守りにつながっていた時代から、相互の無関心が様々な犯罪を抑制できない時代へと、私たちを取り巻く環境は移り変わっていることを再認識する必要があります。

また、近年、高齢者が特殊詐欺被害に遭うことが増加し、社会的な問題となっています。高齢者だけでなく、子どもや女性が犯罪に巻き込まれることも少なくなく、不安を感じる場合があります。

凶悪化、多様化する犯罪に対応するためには、警察等による防犯対策とともに、私たちの日常生活の中で、日頃からの付き合いなどを通じ、地域の連帯に基づく防犯力を高めておくことが大切です。

【取り組み内容】

実施主体	取り組み内容
住民	<ul style="list-style-type: none">●あいさつを通して、地域の顔見知りを増やします。●普段から家族で防犯の話をするなど、防犯意識を高めます。●家の戸締まりはしっかりする、暗い夜道はなるべく歩かないなど、普段から自分の身は自分で守るという意識を持って、事故や事件を未然に防ぐよう心がけます。
団体等	<ul style="list-style-type: none">●警察や各家庭、保育園・児童館、学校、自治会、防犯協会などと連携し、防犯パトロールなど地域の防犯活動に参加します。
社会福祉協議会	<ul style="list-style-type: none">●見守りや声かけができる基盤づくりを自治会、民生委員・児童委員、各種団体等と連携して行い、犯罪を未然に防ぐ、隣近所のつながりづくりを支援します。
行政	<ul style="list-style-type: none">●警察や各家庭、保育園・児童館、学校、自治会、防犯協会などと連携し、地域における事件や事故、不審者に関する情報、緊急時の対処法などの情報共有に努めます。●事件の発生箇所や内容など、具体的な犯罪発生情報の提供に努め、防犯意識の高揚を図ります。●高齢者などを狙った悪徳商法の手口や被害についての情報提供や、被害の予防意識の啓発を進めます。●防犯灯など、防犯設備の充実に努め、地域の安全のための環境づくりを推進します。



The page features several decorative circles in shades of blue. A large, dark teal circle is partially visible at the bottom left. A medium-sized, light blue circle is centered in the middle of the page, containing the chapter title. Above it, a smaller light blue circle is positioned to the right. In the top right corner, there is a small, light blue circle. The background is plain white.

第5章 計画の推進にあたって

第5章 計画の推進にあたって

1 計画の推進

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、地域のふれあいを大切にしたむらづくりや、きめ細かな福祉サービスの提供が求められています。しかし、今日の複雑化した社会環境の中で、地域では様々な生活課題や困難な問題を抱える人たちも増えており、行政や一部の専門家の力だけでは解決が困難になっています。

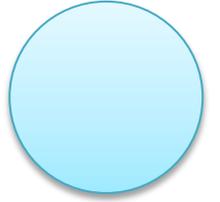
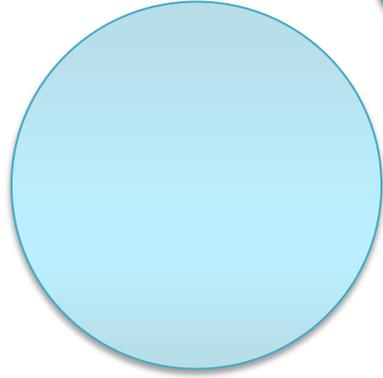
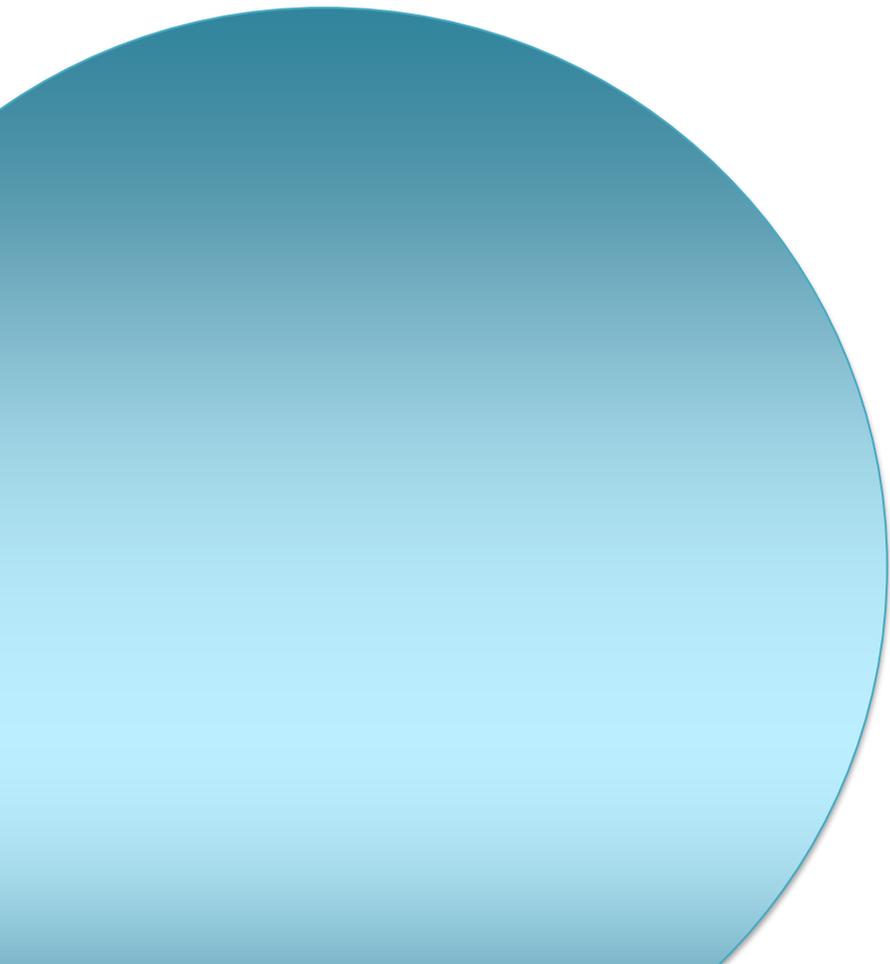
そのため、村民、地域（自治会等）、社会福祉協議会、行政がそれぞれの分野において積極的に役割を果たし、協働しながら、地域社会全体で計画の実現に向けた取り組みを進めていきます。

2 計画の進行管理

計画期間中は、保健福祉課が中心となり、施策・事業の実施状況の確認を行います。また、社会福祉協議会や各種団体・関係機関などで構成する協議体を設置し、施策・事業の実施状況を点検するとともに、内容や実施方法等について改善を図っていきます。

また、本計画は、平成29年度を初年度とする5か年の計画であることから、最終年度である平成33年度には最終評価と見直しを行います。施策・事業の有効性について検証・評価・見直しを行い、次期計画の策定へとつなげていきます。





1 田野畑村地域福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく、田野畑村地域福祉計画（以下「計画」という。）を策定するため、田野畑村地域福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること
- (2) その他、特に必要と認められること

(組織)

第3条 委員会は、15人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 関係団体の役職員
- (2) 識見を有する者
- (3) その他村長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が完了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1名を置き、委員の互選とする。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

2 田野畑村地域福祉計画策定委員会委員名簿

No.	氏名	推薦団体	備考
1	佐藤 哲郎	岩手県立大学社会福祉学部 【学識経験者】	委員長
2	小野寺 しげ子	田野畑村社会福祉協議会	
3	三上 修一	田野畑村民生委員児童委員協議会	
4	畠山 とし子	田野畑村地域包括支援センター	副委員長
5	穂高 正実	社会福祉法人寿生会 特別養護老人ホーム寿生苑	
6	中居 みどり	社会福祉法人山栄会 特別養護老人ホームリアス倶楽部	
7	中山 城明	中城興産株式会社 グループホームつくえ	
8	上山 明美	田野畑村身体障害者福祉協会	
9	竹下 敦子	特定非営利活動法人ハックの家	
10	佐藤 博明	田野畑村 PTA 連合会	
11	佐々木 賢	若桐保育園保護者会	
12	佐々木 みゆき	たのはた児童館父母会	
13	工藤 求	田野畑村自治協議会連合会	
14	似内 多美子	田野畑村女性団体協議会	
15	工藤 久男	田野畑村商工会	

田野畑村地域福祉計画

平成 29 年 3 月

発行・編集 田野畑村 保健福祉課

〒028-8407

岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑 1 2 0 - 3

TEL : 0194-33-3102

FAX : 0194-34-2632